

第3次 静岡市犯罪等に強い まちづくり基本計画

「安心して活動することができる安全な地域社会の実現」
に向けて

静岡市

はじめに

本市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」に基づき、平成 23 年 3 月に「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を、平成 27 年 3 月に「第 2 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市が連携・協働し、防犯及び犯罪被害者等支援に取り組んでおります。

皆様の御協力により、市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、乗り物盗や侵入盗など、私たちの身近なところで依然として犯罪は発生しています。さらに、子どもや女性を対象とした不審な声かけやわいせつ事件、高齢者を対象としたオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺など、犯罪の標的になりやすい弱い立場の人を狙った犯罪も後を絶ちません。また、SNS の普及など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、私たちが、ある日、突然犯罪の被害者になってしまう危険もあり、犯罪は決して他人事ではありません。

このような状況を鑑み、これまで「第 2 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」に基づき、進めてきた諸施策の成果や課題を踏まえつつ、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図り、防犯活動による地域の連帯感を醸成し、安心な地域づくりをより一層推進するため「第 3 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定いたしました。

この計画により、犯罪の被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、思いがけず犯罪被害に遭ってしまった場合にも、被害者が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市が連携・協働し、誰もが「安心して活動することができる安全な地域社会」の実現を目指してまいります。

令和 5 年 3 月

静岡市長 田辺 信宏

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 世界共通目標を踏まえた対応	
3 計画の位置づけ	
4 安全の定義	
第2章 犯罪の現状と課題	5
1 犯罪の状況	
2 市民意識の実態	
3 これまでの取組検証と犯罪等に強いまちづくりへの課題	
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 目的	
2 基本理念	
3 計画期間	
4 8年後の目指す姿	
5 計画の目標	
6 それぞれの役割	
第4章 基本方針及び基本施策	33
1 基本方針	
（1）防犯意識の高い人づくり	
（2）防犯力の高い地域づくり	
（3）犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり	
（4）犯罪被害者等への支援体制づくり	
2 具体的な取組	
第5章 計画の推進	49
1 全市的な推進体制	
2 本市の推進体制	
3 計画の進行管理	
参考資料	50
○静岡県犯罪等に強いまちづくり条例	
○静岡県暴力団排除条例	
○静岡県客引き行為等の禁止に関する条例	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての市民が安心して活動することができる安全な地域社会を実現するためには、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」という考えのもと、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市が連携・協働し、一体となって犯罪の防止に取り組んでいく必要があります。また、思いがけず犯罪被害に遭われた人が、その被害を回復し、元の平穏な生活を営むことができるようになるには、様々な支援が必要となります。

本市では、市民が安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、平成22年4月に防犯及び犯罪被害者等支援施策の基本となる「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例は、犯罪等に強いまちづくり※の基本理念や、市・市民・事業者の責務を定めるとともに、市の犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定を定めています。

この条例に基づき、平成23年3月に策定した「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」に続き、平成27年3月に策定した「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の計画期間が令和4年度をもって終了することから、令和5年度からの「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市が連携・協働しながら、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指します。

※「犯罪等に強いまちづくり」とは

条例では、「犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により市民が害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組」と「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組」を総合的に推進することを「犯罪等に強いまちづくり」と位置づけています。

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年4月施行）

【目的】

犯罪等に強いまちづくりの推進により、安心して活動することができる安全な地域社会の実現に寄与する。

【基本理念】

- ・地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること
- ・人と人とが交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと
- ・市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと



静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（平成23年度～平成26年度）

【目的】

安心して活動することができる安全な地域社会の実現

【目標の達成状況】

刑法犯認知件数 8,137件（H21）から15%減→ 5,502件（H26）

【基本方針・施策】

3つの取組～「る・う・る」ルールを守ろう、守らせよう

- ・「知る」～犯罪等に強いまちづくりのことを知ろう～
規範意識を高め、防犯意識の高揚や犯罪被害者等支援に関する理解や知識を深めるため、警察や各団体と連携・協働し、街頭キャンペーン等による防犯や犯罪被害者等支援に関する広報・啓発や市民向けの防犯教室、講演会等を実施
- ・「支え合う」～力を合わせ支え合おう～
地域社会の連帯感を深め、犯罪の起きない、起こさせない環境を作るとともに、犯罪被害者等を地域において孤立させることなく支援するため、補助金による地域防犯活動団体への支援や犯罪被害者等支援総合案内窓口による犯罪被害者等への支援等を実施
- ・「つくる」～犯罪等に強いまちをつくらう～
防犯や犯罪被害者等支援に関する取組を実施、推進し、安全で安心な地域社会を形成するため、市職員による青色防犯パトロールや防犯灯の設置・維持費の補助等を実施



第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（平成27年度～令和4年度）

【目的】

安心して活動することができる安全な地域社会の実現

【目標の達成状況】

刑法犯認知件数 3,800件以下（R4）→ 2,907件（R3）

【基本方針・施策】

- ・防犯意識の高い人づくり
市民の防犯意識や規範意識を高め、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報・啓発活動を実施し、犯罪被害の未然防止・減少に取り組むため、警察や各団体と連携し、街頭キャンペーンや市民大会などの開催による広報啓発や市ホームページ等による情報発信、子どもの体験型防犯講座などの安全教育等を実施
- ・防犯力の高い地域づくり
「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、地域住民が互いに力を合わせ一体となった自主的な防犯活動が継続的、効果的に行われるよう支援するとともに、地域と連携した取組を行うため、地域防犯活動団体や保護司会などへの補助金による支援、市職員による青色防犯パトロールや「ながら見守り活動」を行う防犯ボランティア事業、条例による市の事務事業や公の施設からの暴力団排除、暴力追放に関する広報啓発活動等を実施
- ・犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり
犯罪防止に配慮したハード面の環境を整備し、市民の身近な生活環境における防犯性を高めることで、犯罪を寄せ付けない、犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組むため、道路照明灯のLED化や防犯灯設置・維持費の補助、街頭防犯カメラ設置費の補助等を実施
- ・犯罪被害者等への支援体制づくり
犯罪被害者等がその被害を回復し、再びその地域において平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等への支援に取り組むため、犯罪被害者等に関する研修会や講習会、犯罪被害者等支援総合案内窓口による犯罪被害者等への支援などを実施



第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（令和5年度～令和12年度）

2 世界共通目標を踏まえた対応

平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダ(行動計画)に記載された、世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)について、日本としても、国や地方自治体を含め各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGs(持続可能な開発目標)には17の目標が掲げられており、本計画についていえば、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市の連携・協働により、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進することが、「⑪住み続けられるまちづくりを」、「⑰パートナーシップで目標を達成しよう」に、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての市民が安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すことが、「⑯平和と公正をすべての人に」にそれぞれ関係してくるといえます。

誰もが安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指す本市として、このSDGs(持続可能な開発目標)も踏まえて、今後施策を展開していきます。



3 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条に基づき、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市における犯罪等に強いまちづくりに関する施策は、「第4次静岡市総合計画(令和5年度～令和12年度)」の生活・環境分野における「人と自然が共に生き、将来

にわたって豊かな営みを続けながら暮らすことができるまちを実現します」の政策「犯罪等に強い誰もが安全で安心して暮らせる社会づくりを推進します」にも位置づけられています。

また、犯罪を抑止するためには、犯罪をした者等が再び犯罪や非行を起こすことを防ぐ、「再犯の防止」を進めていくことも重要です。本市では、「全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指す。」ことを基本理念とする「静岡市再犯防止推進計画」により、再犯防止に関する事業を総合的に推進しています。

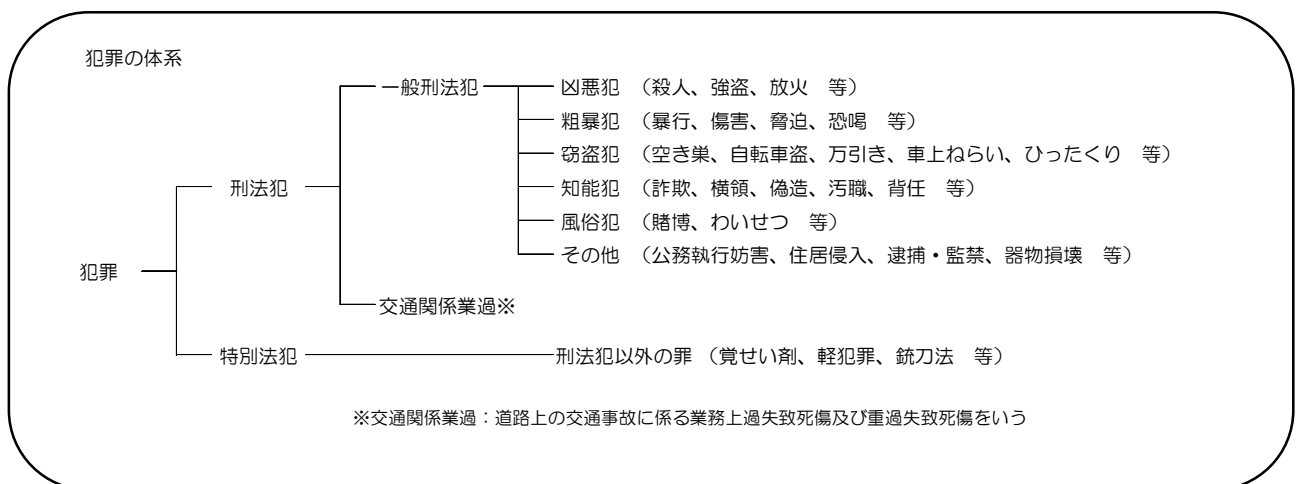
「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の推進にあたっては、「第4次静岡市総合計画」や「静岡市再犯防止推進計画」など本市における関連する分野別計画、静岡県の「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」や「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」等との整合を図っていきます。

4 安全の定義

この計画における安全とは、市民の生命、身体及び財産に対して危害又は損害を生じさせる犯罪からの安全とします。

この計画に基づき、市民生活に身近な場所で発生する一般刑法犯（侵入盗、乗り物盗、特殊詐欺、子どもや女性を狙った犯罪等）からの被害防止、また、被害からの回復を図り、犯罪等に強いまちづくりを進めます。

なお、交通安全、食の安全、火災・地震などの災害、労働災害といった分野における安全については、既に体系的な取組がなされているため、この計画でいう「安全」には含まないこととします。



第2章 犯罪の現状と課題

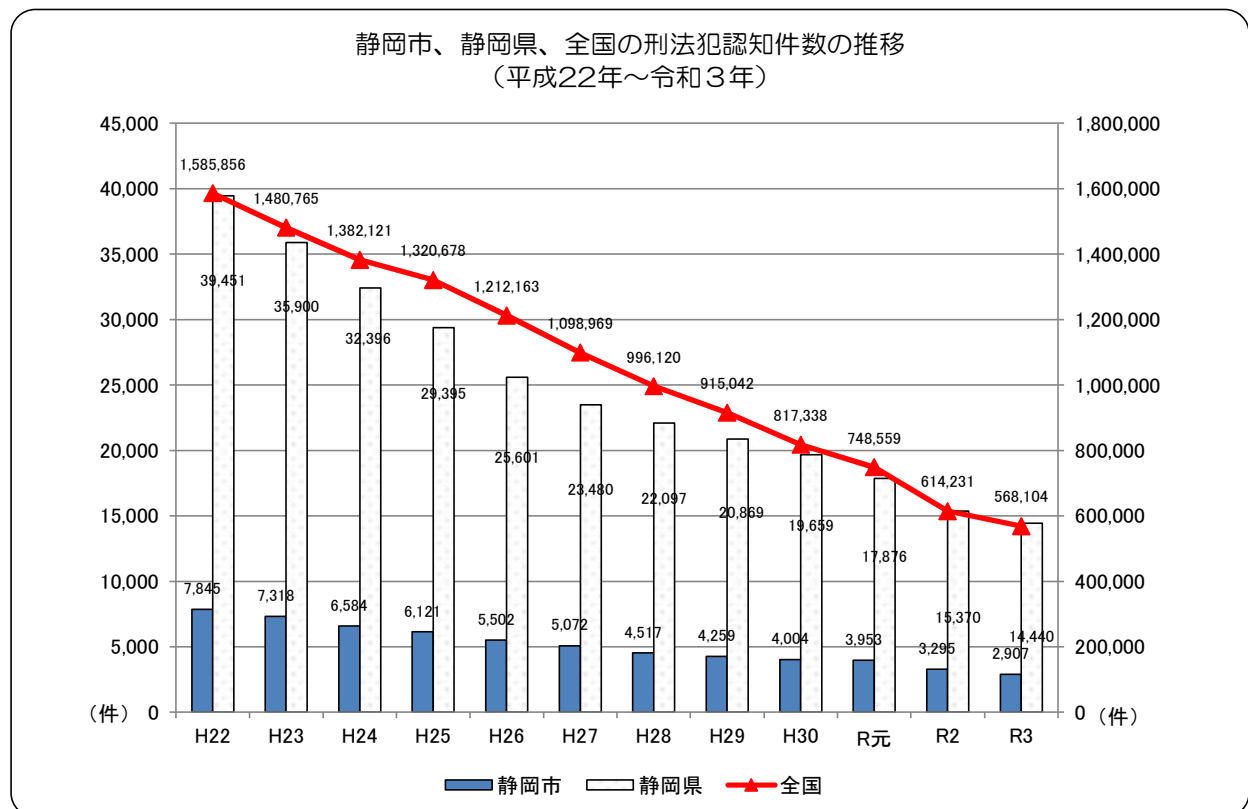
1 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数（警察で受理（認知）した犯罪の件数）は、防犯ボランティアによる見守りや声かけ、防犯カメラの普及等により、年々減少傾向にあります。

平成12年の13,392件をピークに、令和3年には2,907件となり、ピークの平成12年から10,485件（78.2%）減と、大きく減少しています。

静岡県、全国の刑法犯認知件数も本市と同様、年々減少傾向にあります。

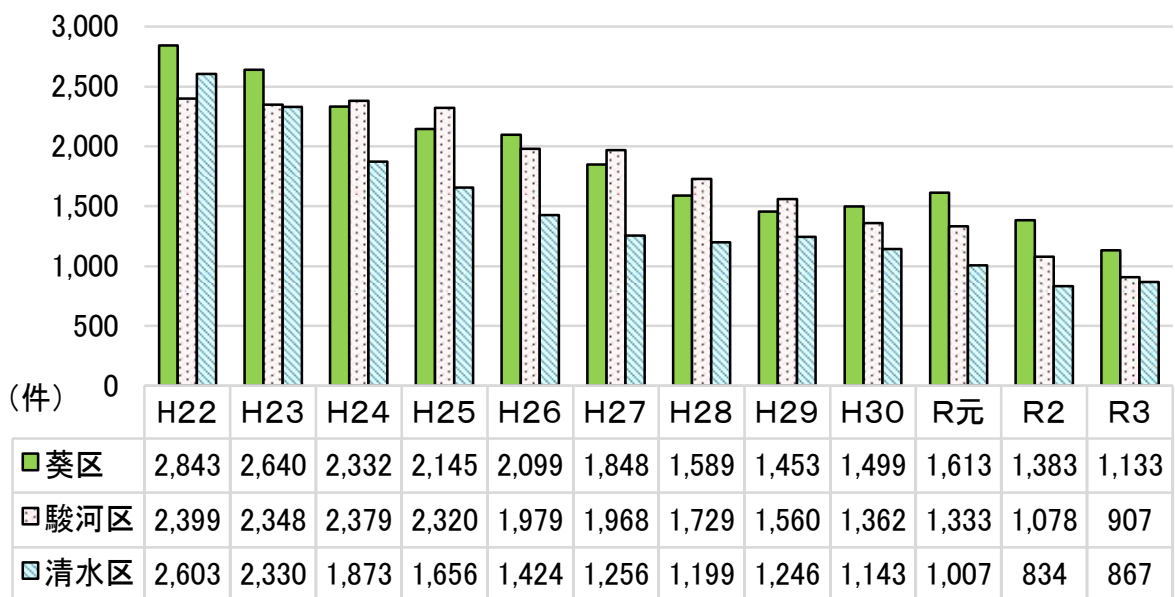


資料：「静岡市内の犯罪概況」

(2) 区(地域)ごとの状況

次に、本市の各区における刑法犯認知件数をみますと、各区とも減少傾向にありますが、平成22年から令和3年にかけて、葵区では2,843件から1,133件に減少（1,710件減）、駿河区では2,399件から907件に減少（1,492件減）、清水区では2,603件から867件に減少（1,736件減）しています。

区別の刑法犯認知件数の推移
(平成22年～令和3年)



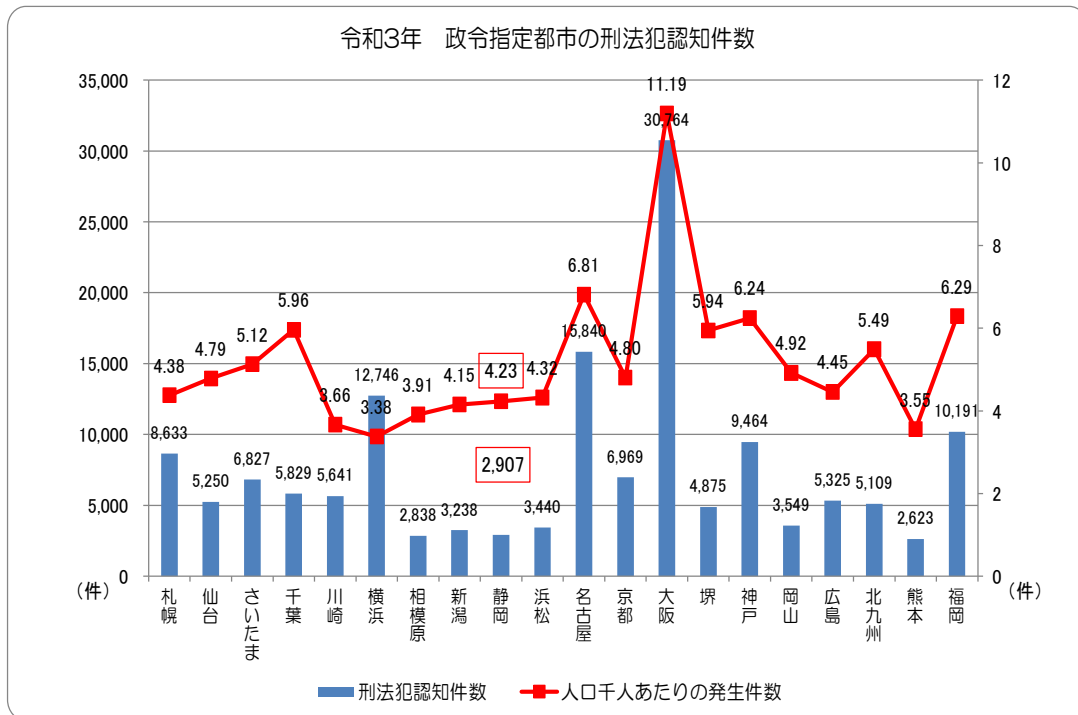
資料：「静岡市内の犯罪概況」



(3) 政令指定都市との比較

他の政令指定都市の刑法犯認知件数と本市の刑法犯認知件数を比較しますと、令和3年の本市の刑法犯認知件数 2,907 件は 20 政令指定都市の中で、熊本市、相模原市に次いで少ないほうから3番目となっています。

また、人口千人あたりの発生件数では 4.23 件と、横浜市、熊本市、川崎市、相模原市、新潟市に次いで件数の少ないほうから6番目となっています。



	刑法犯認知件数	人口千人あたりの発生件数
1 熊本市	2,623	横浜市 3.38
2 相模原市	2,838	熊本市 3.55
3 静岡市	2,907	川崎市 3.66
4 新潟市	3,238	相模原市 3.91
5 浜松市	3,440	新潟市 4.15
6 岡山市	3,549	静岡市 4.23
7 堺市	4,875	浜松市 4.32
8 北九州市	5,109	札幌市 4.38
9 仙台市	5,250	広島市 4.45
10 広島市	5,325	仙台市 4.79
11 川崎市	5,641	京都市 4.80
12 千葉市	5,829	岡山市 4.92
13 さいたま市	6,827	さいたま市 5.12
14 京都市	6,969	北九州市 5.49
15 札幌市	8,633	堺市 5.94
16 神戸市	9,464	千葉市 5.96
17 福岡市	10,191	神戸市 6.24
18 横浜市	12,746	福岡市 6.29
19 名古屋市	15,840	名古屋市 6.81
20 大阪市	30,764	大阪市 11.19

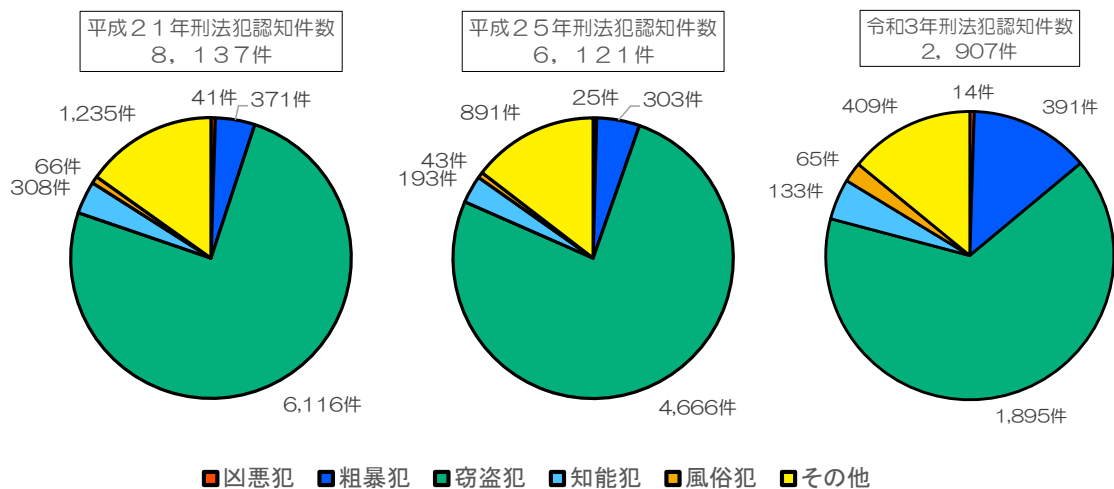
※人口千人あたりの発生件数は、令和3年12月1日付け推計人口で算出

資料：福岡市調査結果を基に作成

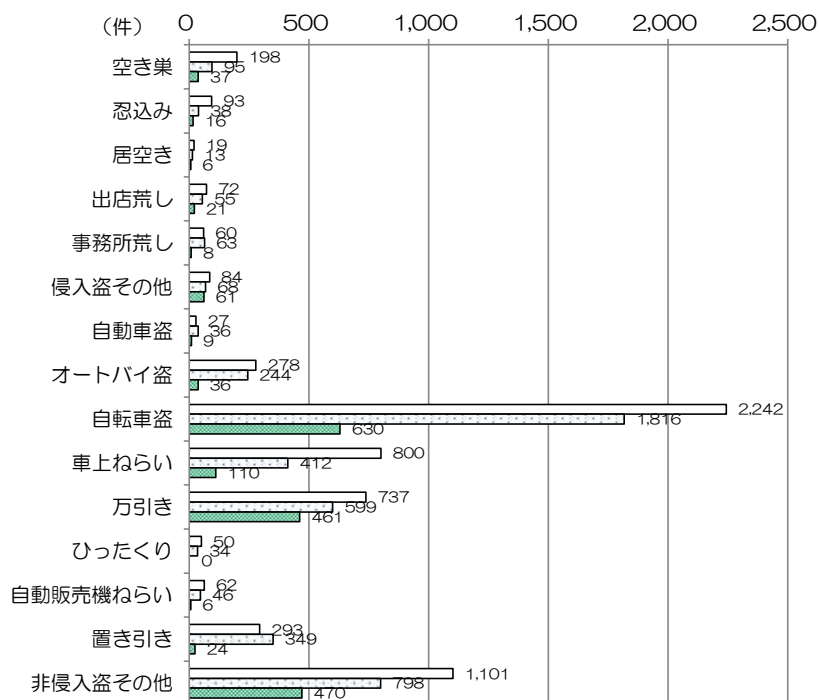
(4)令和3年の犯罪の現状

本市の令和3年の犯罪を罪種別でみますと、窃盗犯は1,895件と全体の65.2%を占めています。また、窃盗犯の手口別認知件数をみると、自転車盗や万引きといった市民の身近なところで発生する犯罪の割合が多く、令和3年の自転車盗630件は、刑法犯認知件数の21.7%を占めています。

犯罪の状況については、第1次基本計画を策定した平成21年時、第2次基本計画を策定した平成25年時と比較しますと、刑法犯の認知件数は減少していますが、依然として窃盗犯の割合が多く、犯罪の状況に大きな変化はないと認められます。



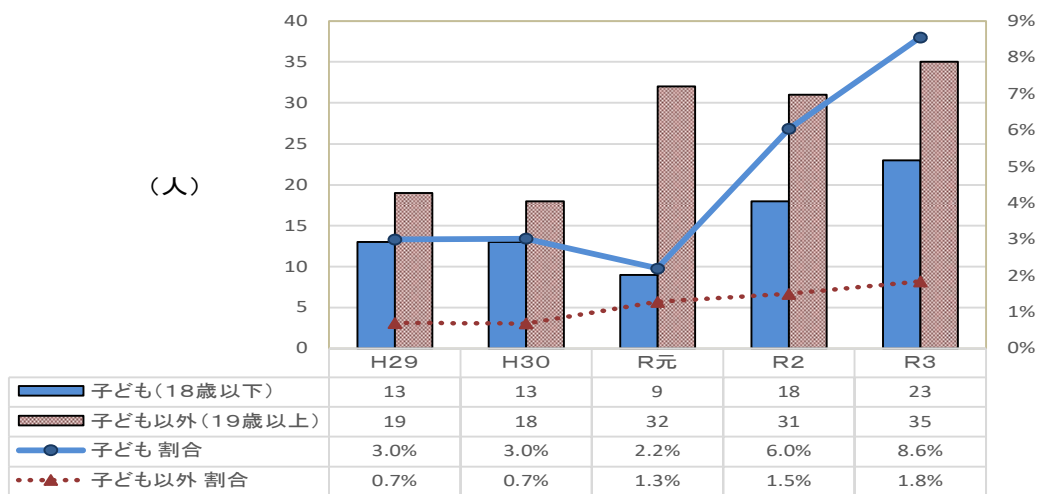
静岡市内窃盗犯手口別認知件数
(平成21年・平成25年・令和3年)



(5)子ども、女性、高齢者に対する犯罪

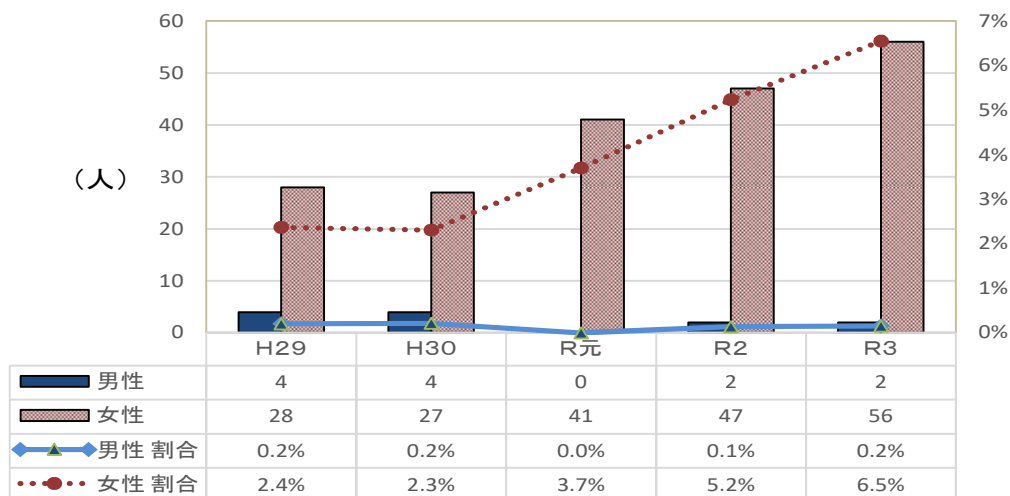
本市の子ども（１８歳以下）、女性の刑法犯による被害者数は、刑法犯認知件数の減少と同様に減少傾向にあります。しかし、子ども、女性は、わいせつ行為などの風俗犯の被害割合が、他に比べ高くなっています。また、高齢者（６５歳以上）は、特殊詐欺などの知能犯の被害割合が高くなっています。

風俗犯被害者数（子ども・子ども以外）
（平成２９年～令和３年）



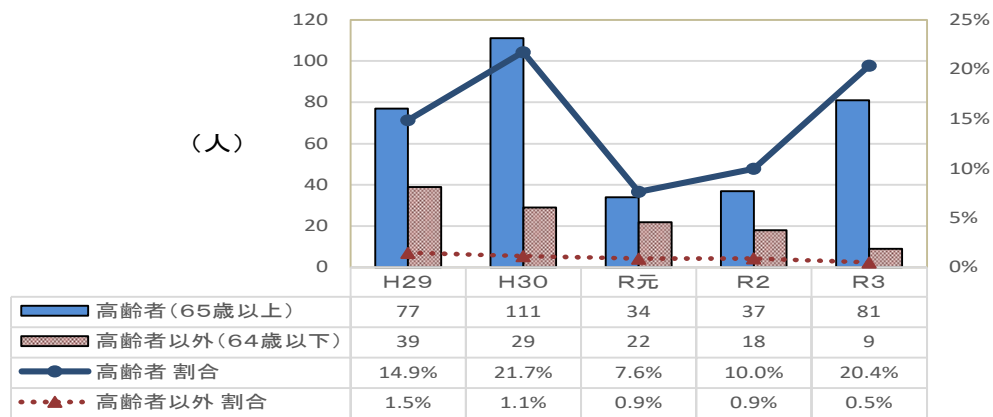
※割合は、子ども・子ども以外それぞれの被害者数全体に占める風俗犯被害者数
資料：静岡県警察本部提供

風俗犯被害者数（男・女）
（平成２９年～令和３年）



※割合は、男性・女性それぞれの被害者数全体に占める風俗犯被害者数
資料：静岡県警察本部提供

知能犯被害者数（高齢者・高齢者以外）
（平成29年～令和3年）



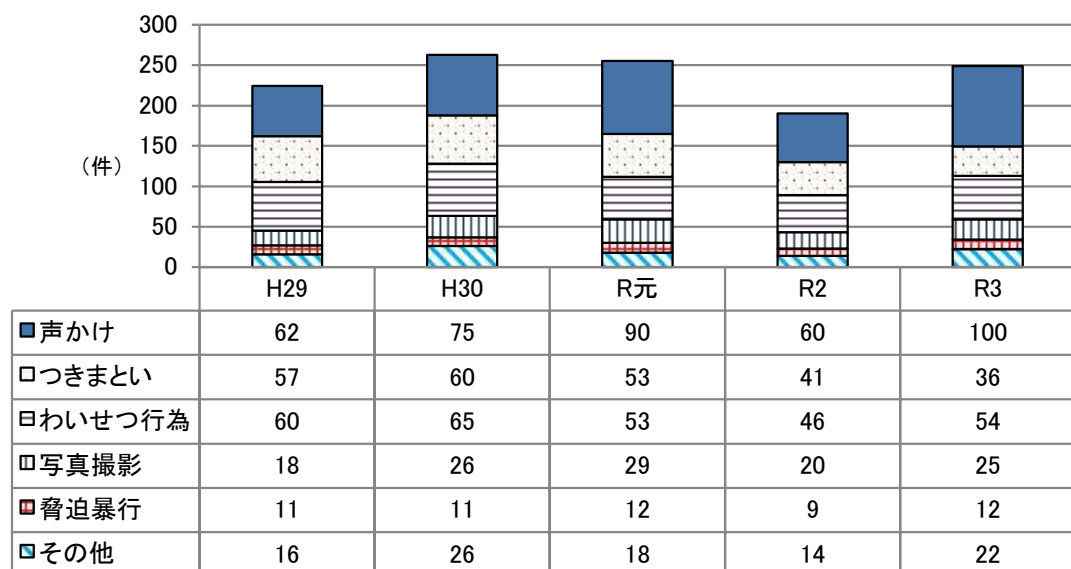
※割合は、高齢者・高齢者以外それぞれの被害者数全体に占める知能犯被害者数
資料：静岡県警察本部提供

① 子どもに対する声かけ事案

本市における、子どもに対する犯罪の前兆である「声かけ事案」の認知件数については、依然として多く発生しています。中でも、不審者が声をかけて誘ったり、話しかけてくるなどの「声かけ行為」は、増加傾向にあります。

※「声かけ事案」とは、子ども（18歳以下）に対する声かけのうち、事件には至らないものや、不審者の出没事案などをいいます。

子どもに対する「声かけ事案」認知件数
（平成29年～令和3年）

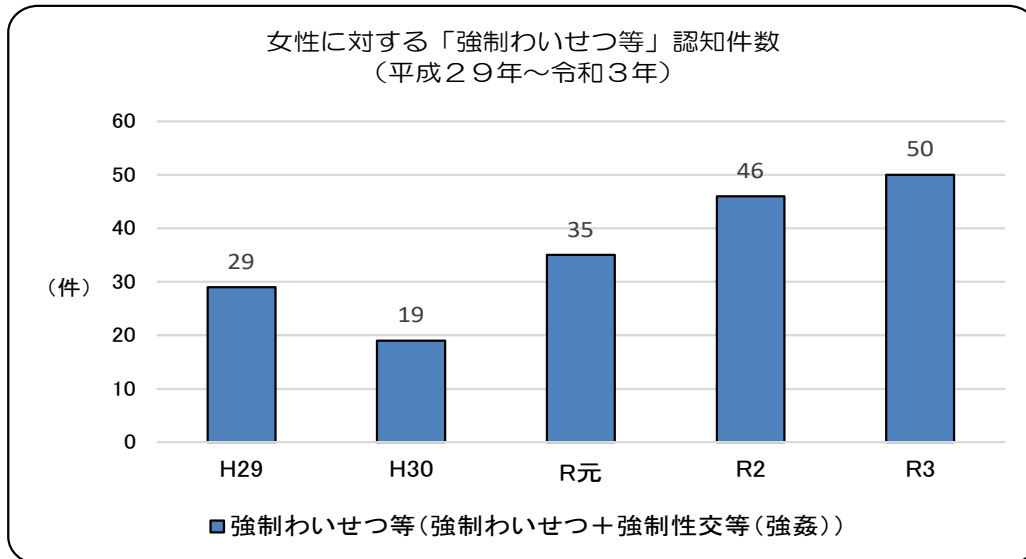


資料：「静岡市内の犯罪概況」

② 女性への犯罪被害

女性に対する「強制性交等（強姦）・強制わいせつ」の認知件数は、増加傾向です。また、性犯罪の被害は、被害者の心の傷が大きく、警察に届け出ないケースも多いので、「声かけ事案」同様、実際の発生件数は認知件数を上回るものと推測されます。

※平成 29 年 7 月に刑法が改正され、強姦罪は強制性交等罪に変更されました。



資料：「静岡県警察本部提供」

③ 特殊詐欺

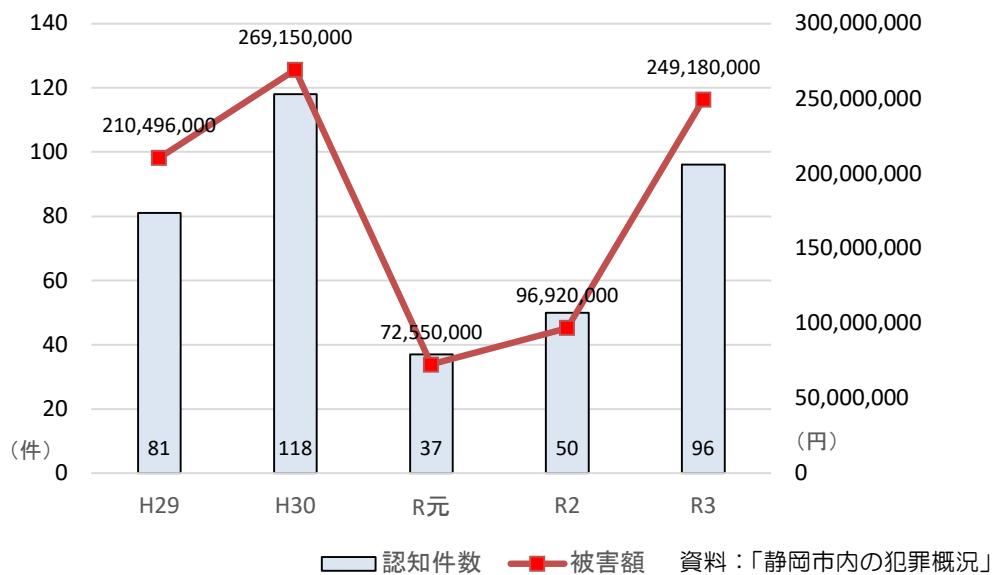
本市における特殊詐欺被害の発生状況は、平成 30 年に 118 件、2 億 6,915 万円余の被害がありましたが、令和元年に 37 件、7,255 万円余の被害まで減少した後に増加傾向に転じ、令和 3 年には 96 件、2 億 4,918 万円余の被害となりました。

その被害件数のほとんどが「オレオレ詐欺」によるものです。

さらに、最近では、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言って、隙を見てキャッシュカード等を盗み取る「キャッシュカード詐欺盗」の被害も多くなっています。

犯行グループは状況を見ながら手口を変えており、その手口も複雑・巧妙化しています。

静岡市内の特殊詐欺被害件数と被害額
(平成29年～令和3年)



特殊詐欺の手口

種類別	内容	令和3年被害件数	令和3年被害額
オレオレ詐欺	親族等を名乗り、「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」と言って、現金をだまし取る手口	58件	197,830,000円
預貯金詐欺	警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です」と言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る手口	11件	6,530,000円
架空料金請求詐欺	インターネットなどの有料サイトの使用料を請求するもの、架空の未払い料金の支払いを口実とするもの	3件	4,300,000円
還付金詐欺	医療費や年金の過払いを返金すると申し立て、手続きのためATMへ誘導するもの	6件	8,140,000円
融資保証金詐欺	融資を申し立て保険料などを請求するもの	—	—
金融商品詐欺	価値が全くない未公開株や高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかと信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る手口	—	—
ギャンブル詐欺	「パチンコ必勝法」「ロト6の当選番号」などを教えると、雑誌掲載やメールを送信し、会員登録を申し込んだ被害者に登録料や情報提供料の名目でお金をだまし取る手口	—	—
交際あっせん詐欺	「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭等をだまし取る手口	—	—
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」と言って、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る手口	18件	32,380,000円

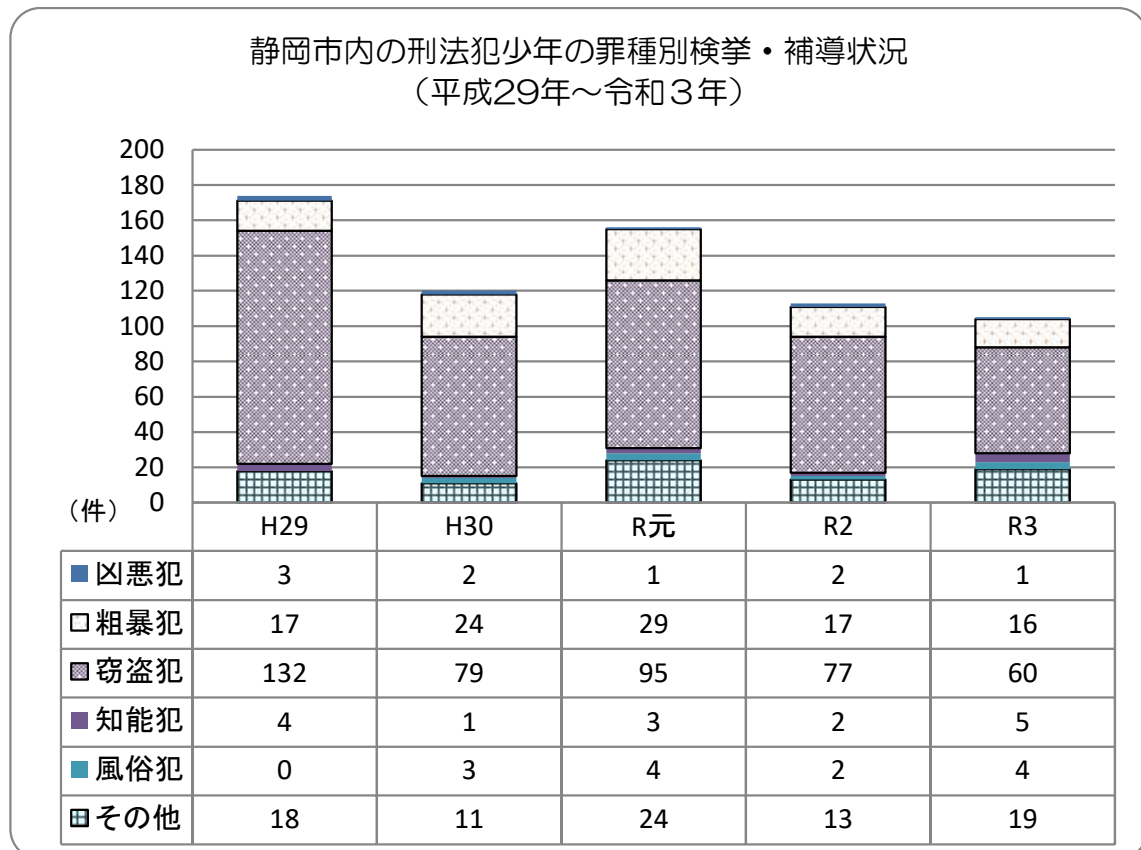
資料：「静岡市内の犯罪概況」



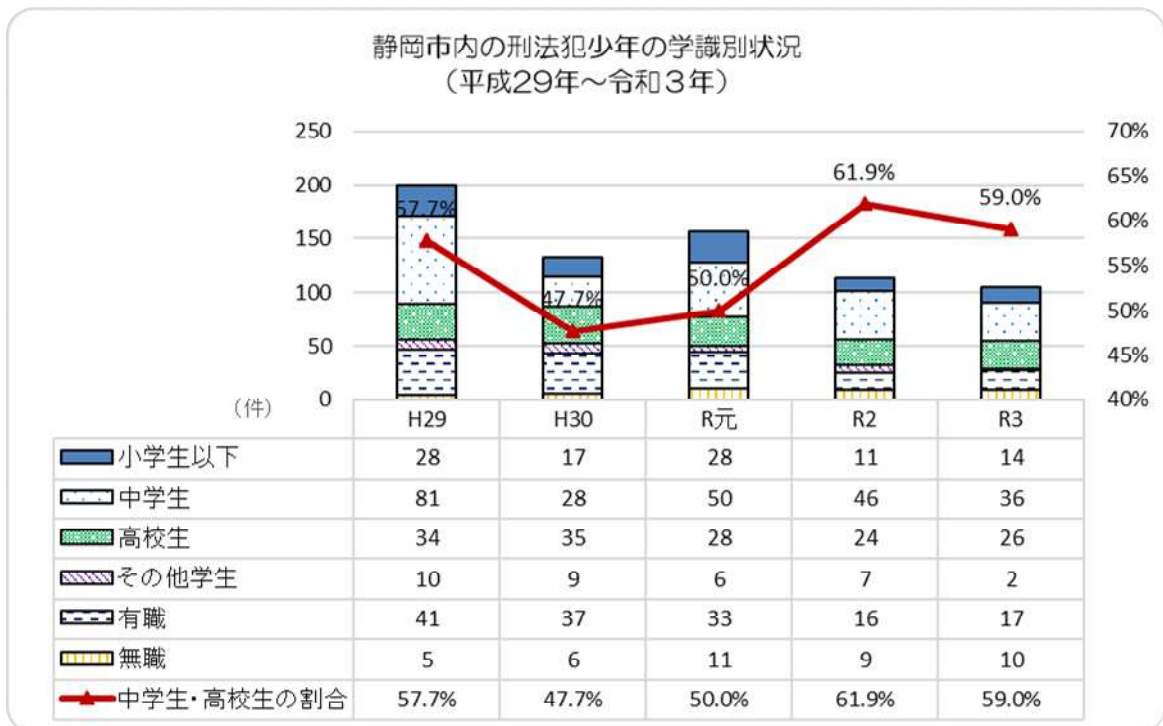
(6)少年犯罪

令和3年に本市において、少年（20歳未満）が刑法犯で検挙・補導された件数は105件で、年々減少傾向にあります。

罪種別でみると窃盗犯が60件で、全体の57.1%を占めており、検挙・補導された少年を学識別でみると、中高生だけで62件と全体の59.0%となっています。



資料：「静岡市内の犯罪概況」



資料：「静岡市内の犯罪概況」

(7) 暴力団情勢

静岡県内では、令和3年末現在、約 885 人（うち構成員約 325 人）の暴力団構成員等（構成員及び準構成員等）を把握しています。

※暴力団：その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団対策法第2条第2号）

暴力団構成員等の数は年々減少しており、これは静岡県及び県内各市町において暴力団排除条例が制定され、暴力団排除活動が活性化したことによるものと考えられます。

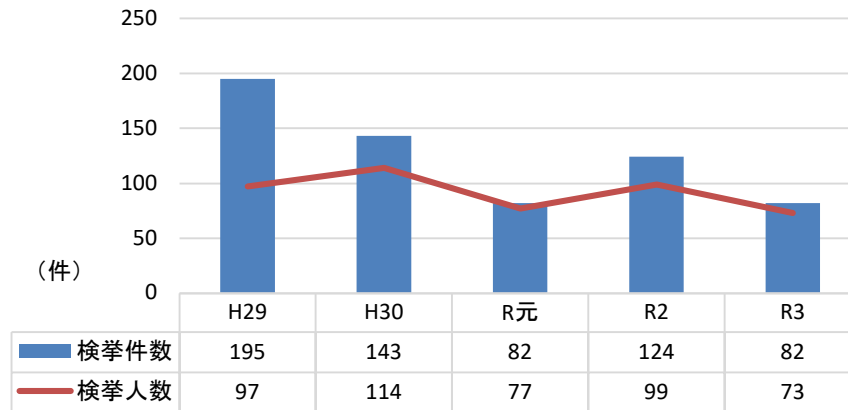
◆静岡県暴力団排除条例 平成 23 年8月 1 日施行

◆静岡市暴力団排除条例 平成 25 年4月 1 日施行

令和3年の市内の暴力団員の検挙件数は 82 件と、平成 29 年の 195 件に比べ大幅に減少しております。また、検挙人数も平成 29 年の 97 人から 73 人に減少していますが、依然として覚醒剤や賭博などの伝統的な資金獲得活動や暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺などの暴力団による凶悪犯罪が市民の脅威になっています。

また、平成 27 年以降は、指定暴力団山口組の分裂により、各団体が組織拡大や資金源争奪の対立を激化させており、拳銃等の凶器を使用した殺傷事件が相次いで発生し、一般市民の安全を脅かしています。

静岡市内の暴力団員の検挙件数の推移
(平成29年～令和3年)



資料：「静岡市内の犯罪概況」

令和3年 静岡市内の暴力団員の検挙状況

			件数	人員
総数			82	73
刑 法 犯	凶 悪 犯		0	0
	粗 暴 犯	暴 行 ・ 傷 害	12	14
		脅 迫 ・ 恐 喝	3	4
		詐 欺	7	7
	窃 盗		3	3
	器 物 損 壊		2	1
	そ の 他		3	5
特 別 法 犯	覚醒剤取締法違反		38	27
	風営適正化法違反		1	1
	児童福祉法違反		0	0
	暴力団排除条例		1	2
	その他		12	9

資料：「静岡市内の犯罪概況」

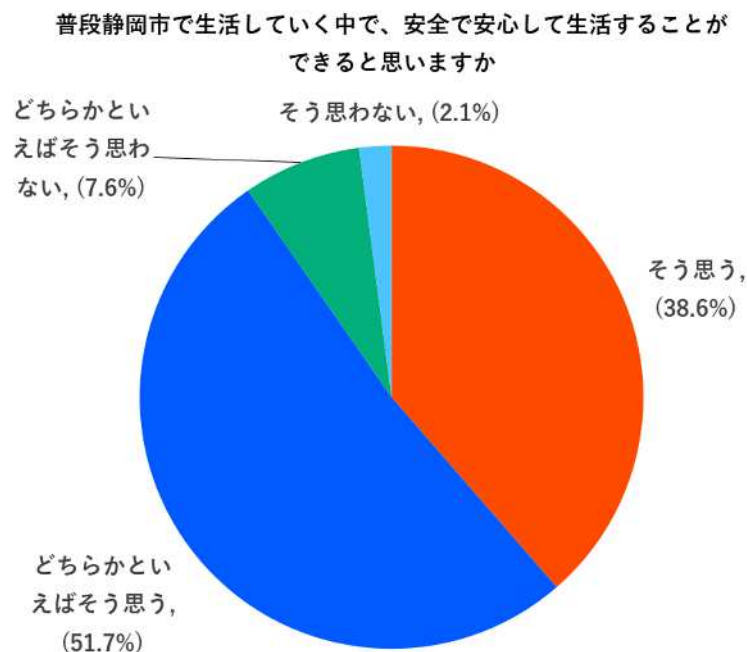
2 市民意識の実態

本計画の策定にあたり、市民の「防犯」、「地域における防犯活動」、「暴力団排除活動」、「犯罪被害者等支援」に対する意識を把握するため、令和3年9月に150名を対象に市政アンケートモニター調査を実施しました。

(回答数 145 件、回答率 96.7%)

(1)市民の体感治安

「普段静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができると思うか」という質問に対し、「普段静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができると思う」と回答したのは、全体の 38.6%でした。「どちらかといえばそう思う」を含めると、全体の 9 割以上の方が、静岡市は安全で安心して生活することができる街だと感じていることがわかりました。

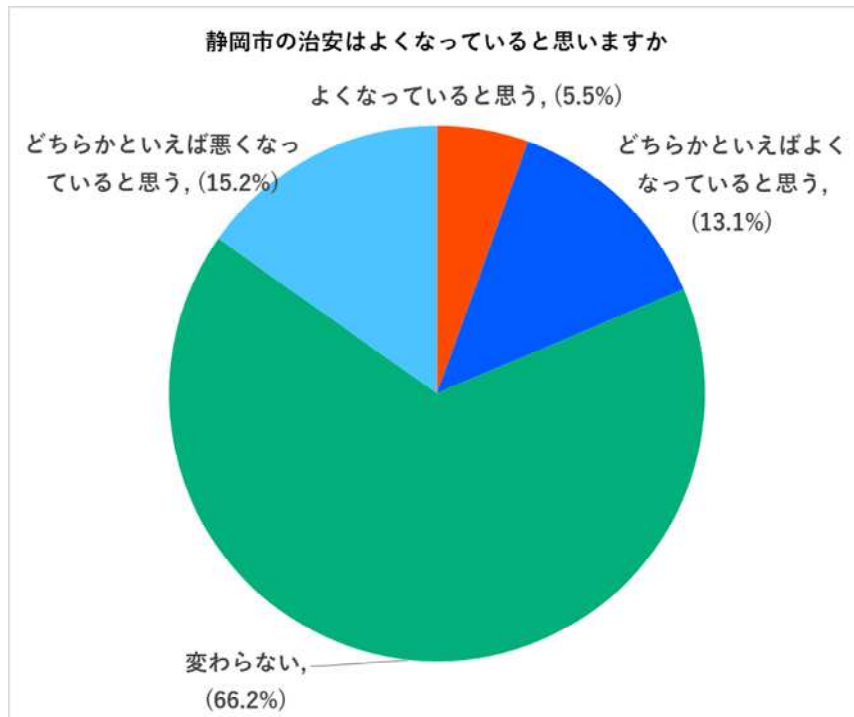


(2)静岡市の治安の回復について

「静岡市の治安はよくなっていると思うか」という質問に対し、「変わらない」と回答したのは、全体の 66.2%でした。治安のバロメーターの一つである刑法犯認知件数は、市内のピークであった平成12年の13,392件に比べ、令和3年には2,907件まで大幅に減少していますが、「よくなっていると思う」、「どちらかと

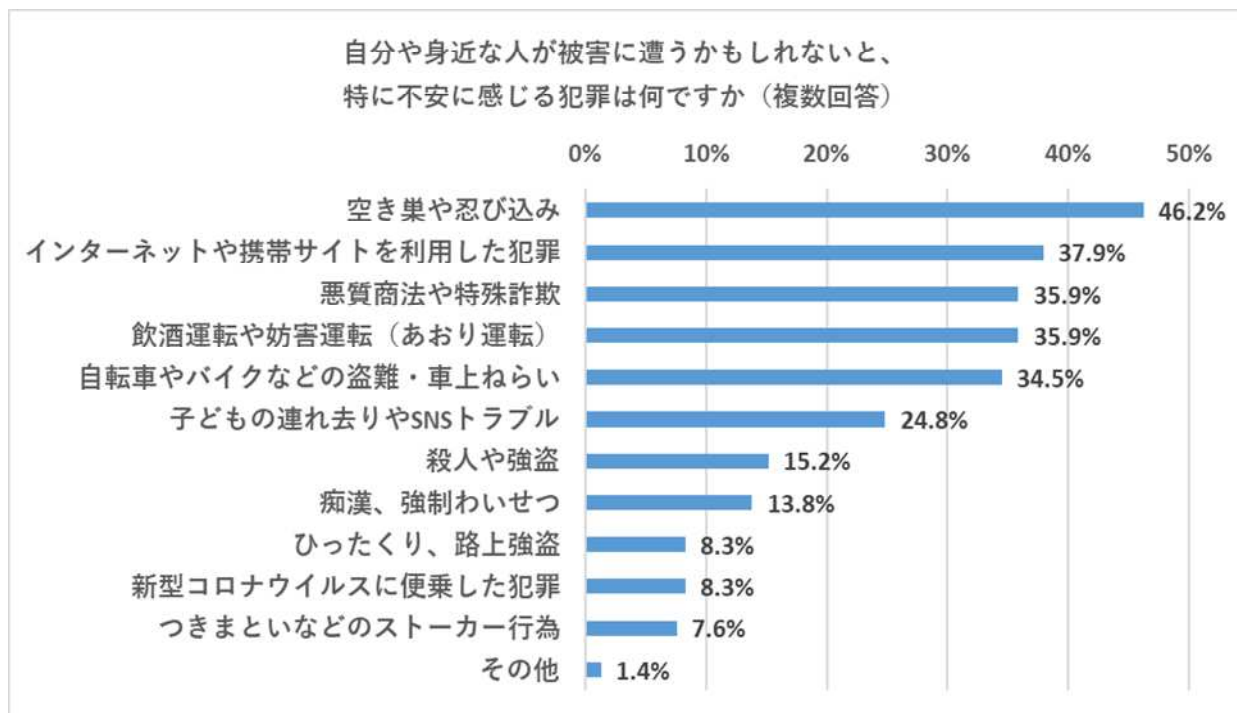
いけばよくなっていると思う」と回答したのは、全体の 18.6%で、市内の治安が回復していると感じている人は少ないことがわかりました。

なお、平成 30 年の調査では、治安が回復していると「感じている」と回答したのは、全体の 14.4%でした。



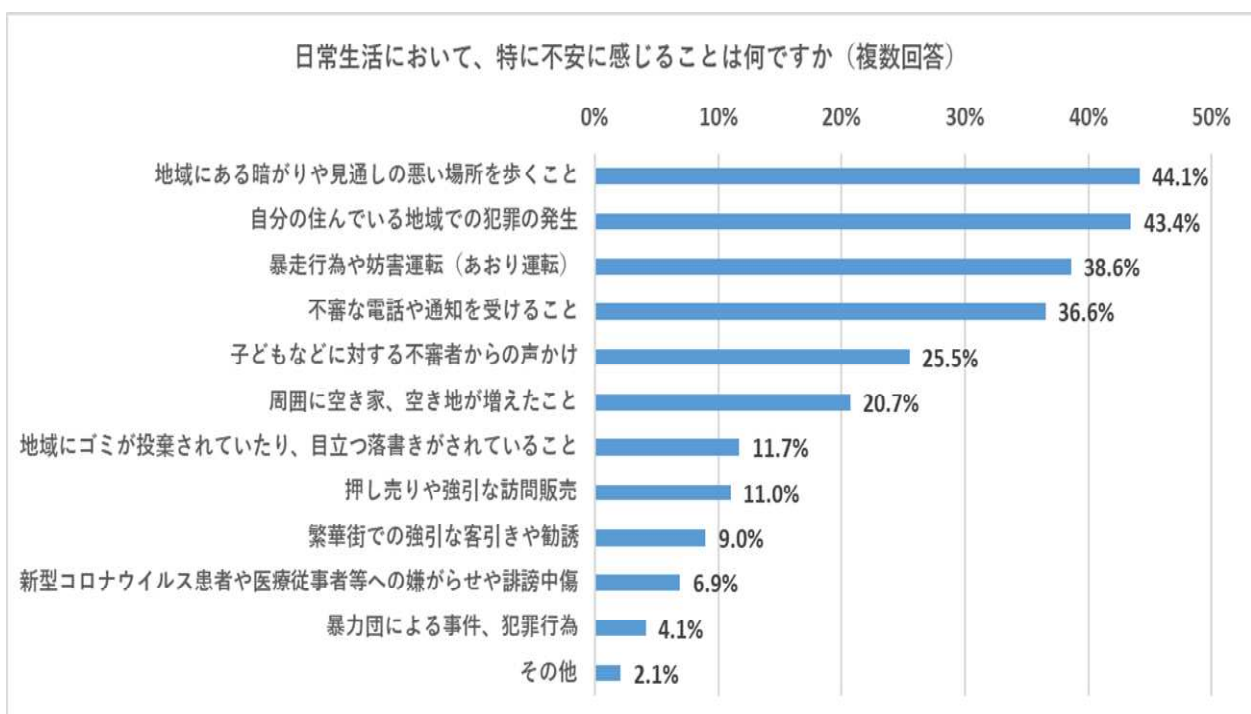
(3) 特に不安に感じる犯罪について

「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと、特に不安に感じる犯罪は何か」という質問に対し、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと、特に不安に感じる犯罪として回答が多いものは、「空き巣や忍び込み」(46.2%)、「インターネットや携帯サイトを利用した犯罪」(37.9%)、「悪質商法や特殊詐欺」(35.9%)の順となっています。



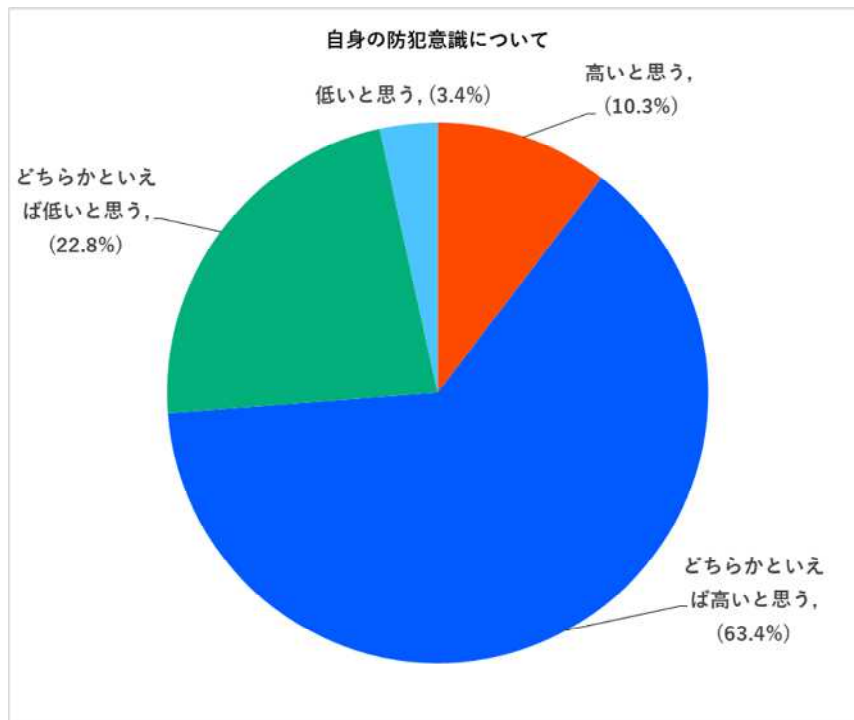
（4）日常生活における不安について

「日常生活において、特に不安に感じることは何か」という質問に対し、日常生活において特に不安に感じることの上位2位は、「地域にある暗がりや見通しの悪い場所を歩くこと」（44.1%）、「自分の住んでいる地域での犯罪の発生」（43.4%）となっています。



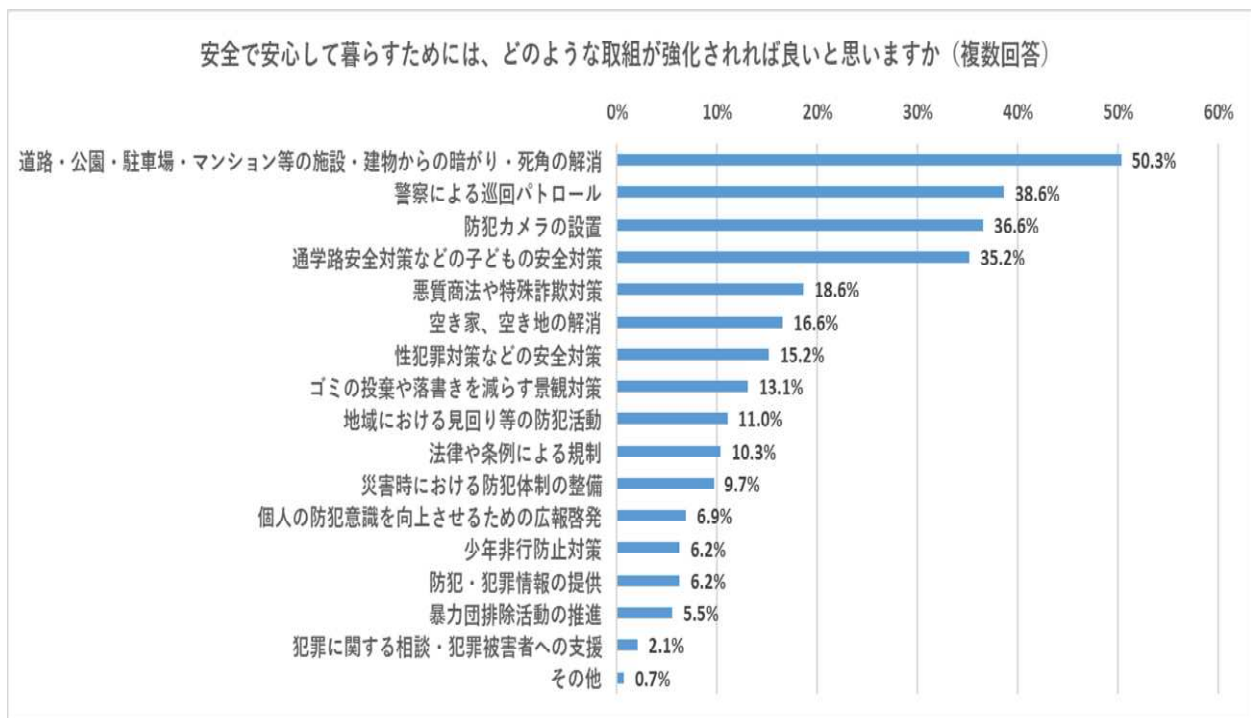
(5) 防犯意識について

自身の防犯意識についての質問に対して、「高いと思う」、「どちらかといえば高いと思う」と回答した割合は、全体の73.7%でした。



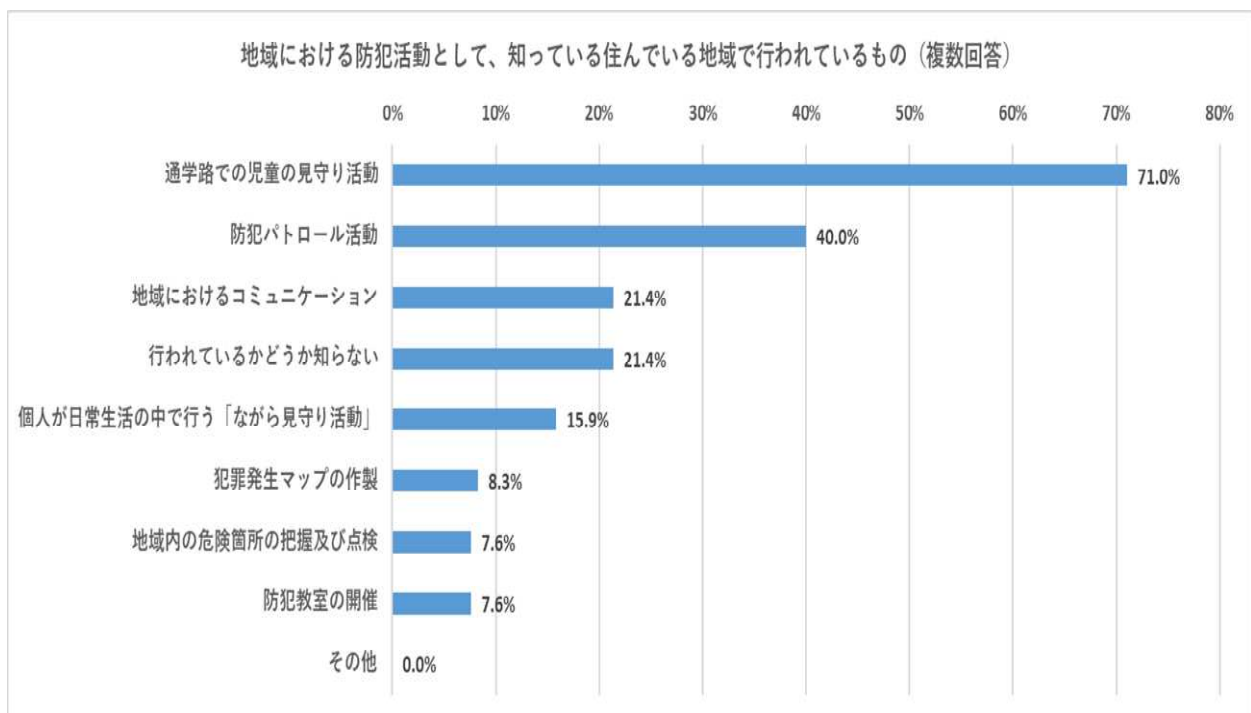
(6) 安全で安心して暮らすために強化すべき取組について

「安全で安心して暮らすためには、どのような取組が強化されればよいと思うか」という質問に対し、安全で安心して暮らすために強化すべき取組として回答が多かったのは、「道路・公園・駐車場・マンション等の施設・建物からの暗がり・死角の解消」(50.3%)、「警察による巡回パトロール」(38.6%)、「防犯カメラの設置」(36.6%)の順になっています。



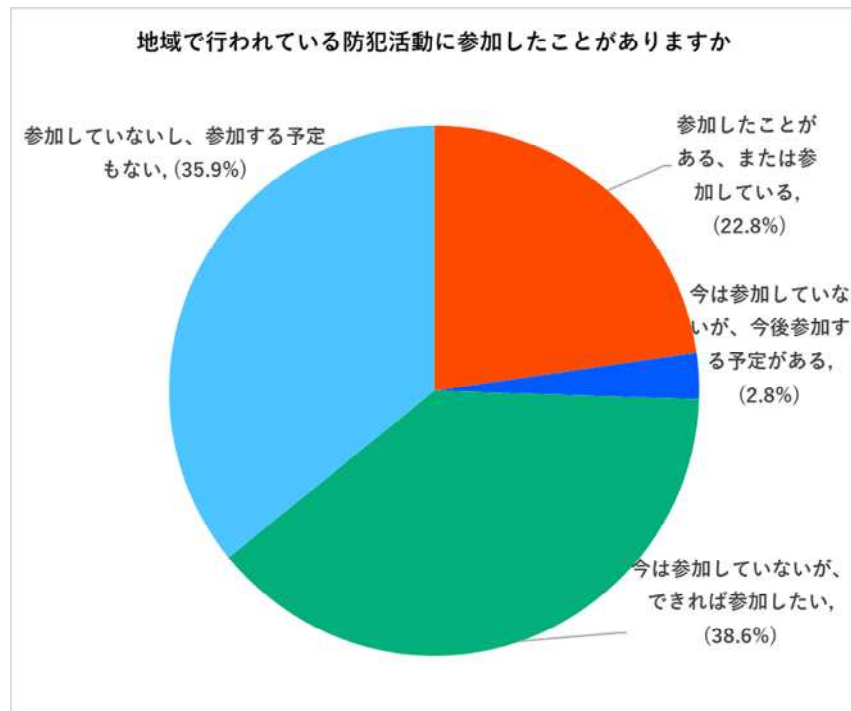
（7）地域で行われている防犯活動について

「地域で行われている防犯活動で、自身が知っている住んでいる地域で行われているものは」という質問に対し、回答が多かったのは、「通学路での児童の見守り活動」（71.0%）、「防犯パトロール活動」（40.0%）、「地域におけるコミュニケーション」（21.4%）となっています。

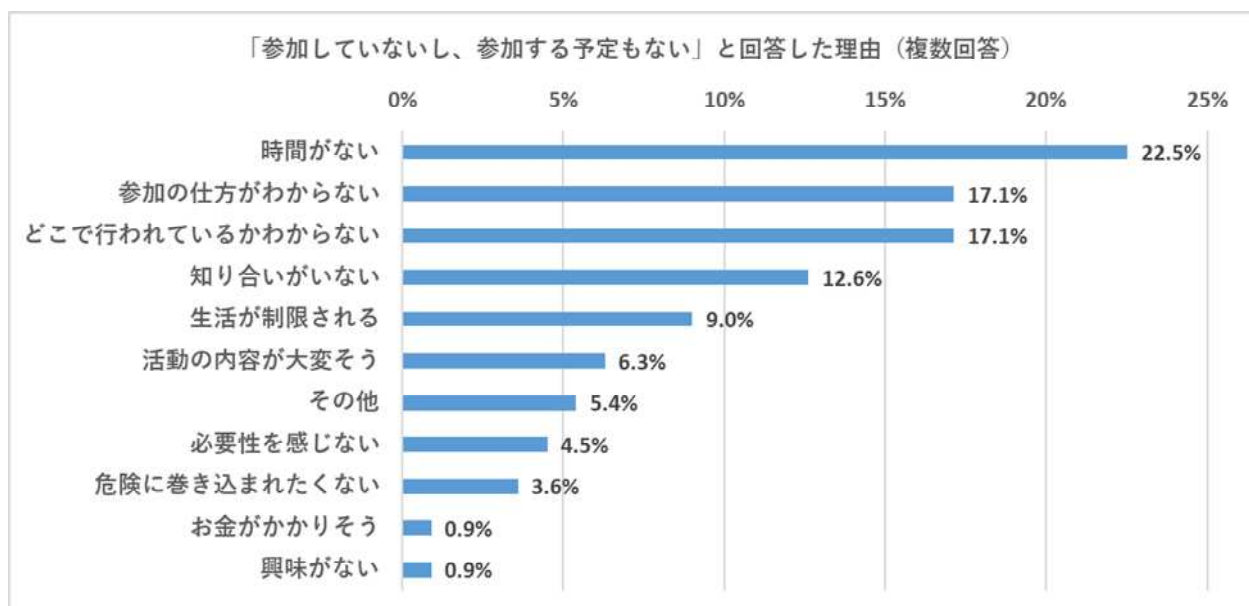


(8) 地域防犯活動への参加について

「地域で行われている防犯活動に参加したことがあるか」という質問に対し、地域で行われている防犯活動に、参加している人が22.8%と、実際に防犯活動に携わっている人は少ないという結果でした。

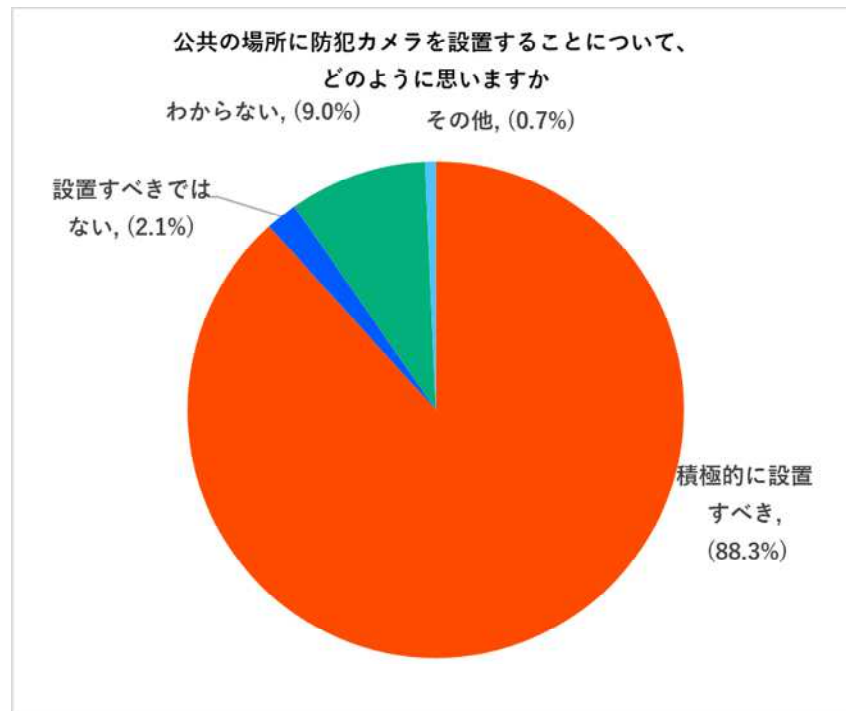


「参加していないし、参加する予定もない」と答えた理由については、「時間がない」(22.5%)が最も多く、次いで「参加の仕方がわからない」(17.1%)、「どこで行われているかわからない」(17.1%)となりました。



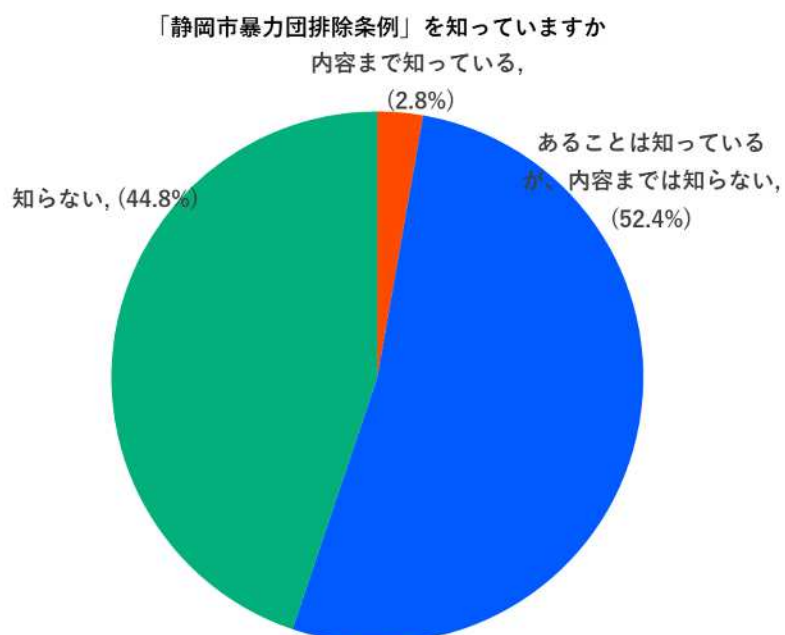
(9) 防犯カメラの設置について

「公共の場所に防犯カメラを設置することについて、どのように思うか」という質問に対し、「積極的に設置すべき」と回答したのは、88.3%でした。

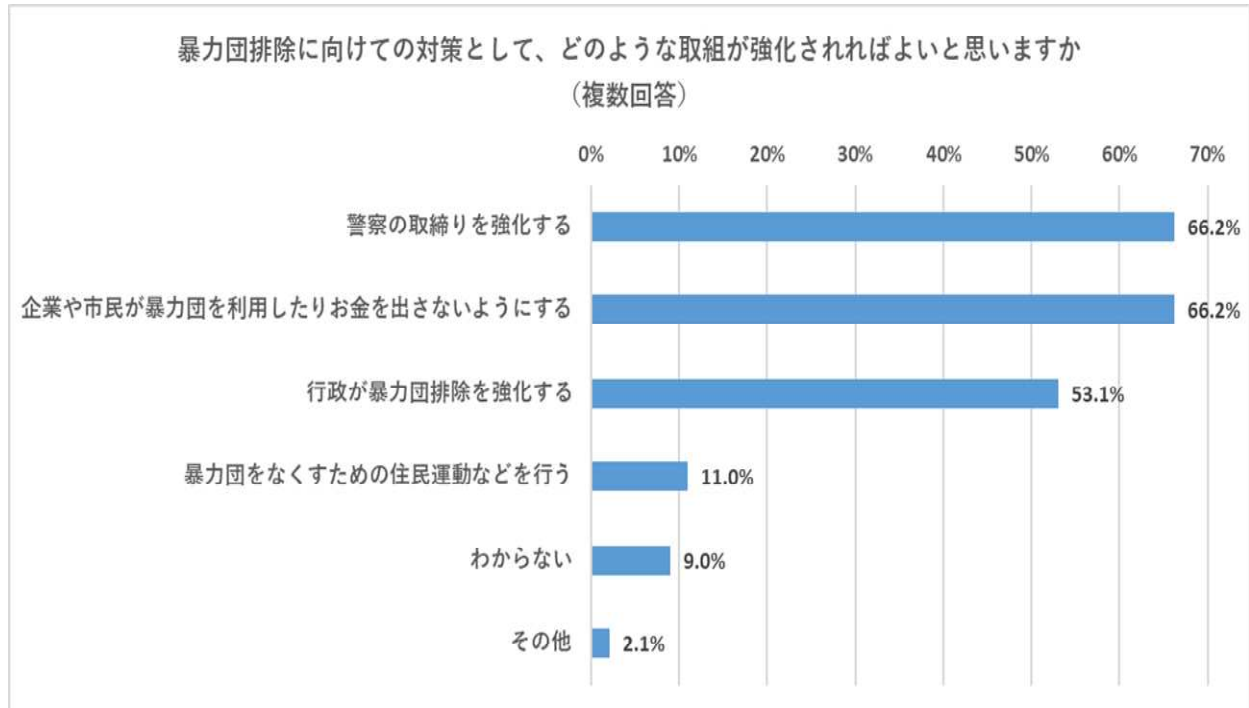


(10) 暴力団排除に関する取組について

「「静岡県暴力団排除条例」を知っているか」という質問に対し、「知らない」と回答したのは、全体の半数近くの 44.8%でした。

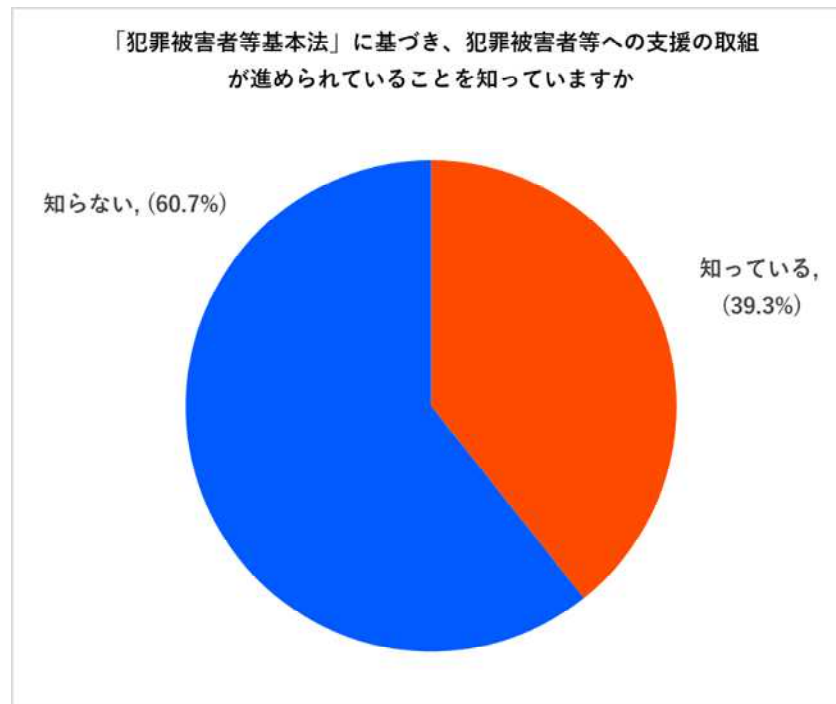


「暴力団排除に向けての対策として、どのような取組が強化されればよいと思うか」という質問に対し、「警察の取締りを強化する」、「企業や市民が暴力団を利用したりお金を出不さないようにする」が全体の66.2%で最も多く、次いで「行政が暴力団排除を強化する」(53.1%)となりました。



(11) 犯罪被害者等の支援について

「犯罪被害者等基本法※に基づき、国、地方公共団体や民間支援団体において、犯罪被害者等への支援の取組が進められていることを知っているか」という質問に対し、「知らない」と回答したのは、60.7%で半数を超えました。

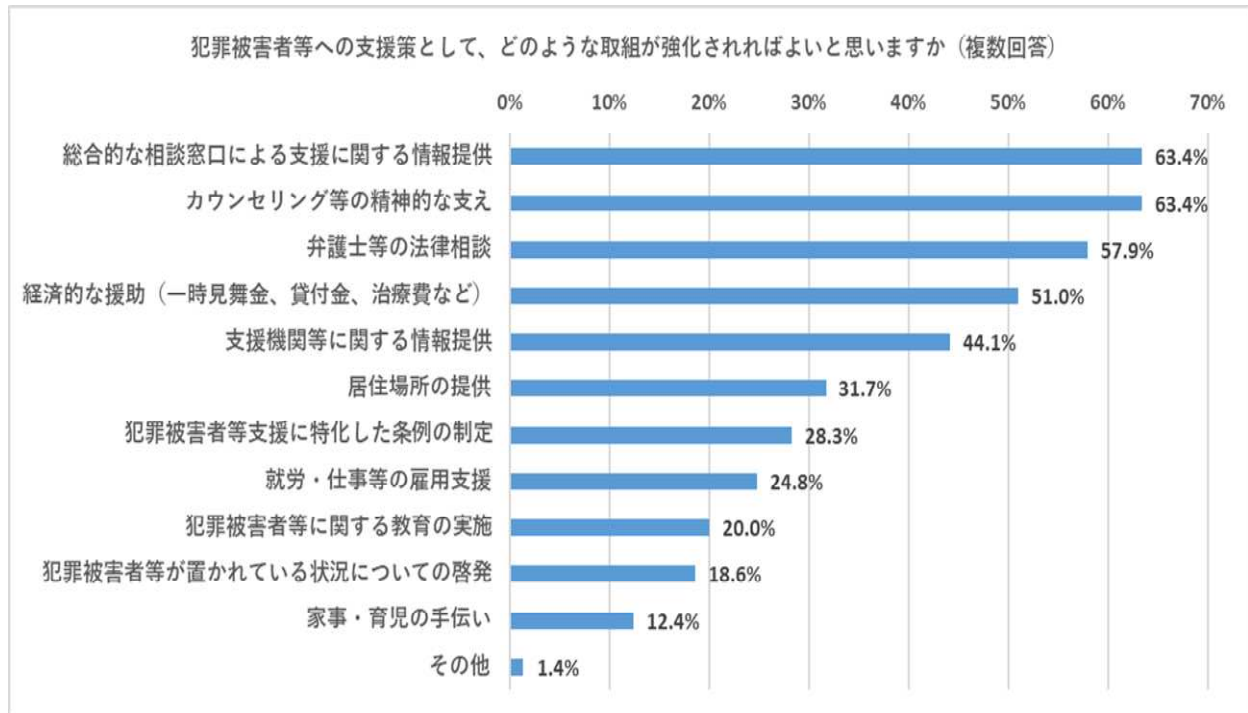


※「犯罪被害者等基本法」とは

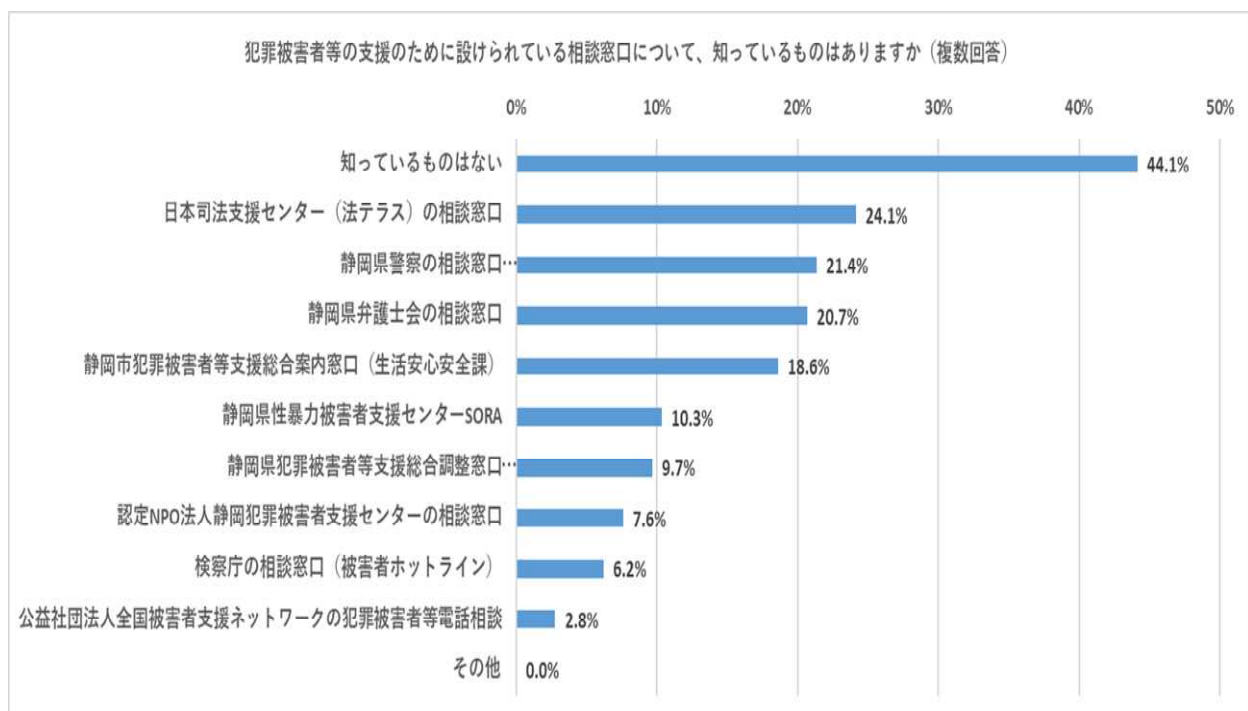
「犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る」ことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。基本法では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と被害者の権利を明文化し、犯罪被害者等のための施策は、「被害の状況や原因、置かれている状況に応じて適切に講じられ、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講じられるもの」と掲げられています。

また、犯罪被害者等への支援を「国・地方公共団体・国民の責務」とであると位置づけています。

「犯罪被害者等への支援策として、どのような取組が強化されればよいと思うか」という質問に対し、「総合的な相談窓口による支援に関する情報提供」、「カウンセリング等の精神的な支え」が63.4%で最も多く、次いで「弁護士等の法律相談」(57.9%)、「経済的な援助(一時見舞金、貸付金、治療費など)」(51.0%)となっています。



「犯罪被害者等の支援のために設けられている相談窓口について、知っているものはあるか」という質問に対し、「知っているものはない」という回答が最も多く、44.1%でした。



3 これまでの取組検証と犯罪等に強いまちづくりへの課題

平成 27 年度に開始した第2次基本計画では、「防犯意識の高い人づくり」、「防犯力の高い地域づくり」、「犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり」、「犯罪被害者等への支援体制づくり」という4つの基本方針と11の基本施策のもと、77の犯罪等に強いまちづくりに関する事業を推進してきました。

基本方針	基本施策	対象事業数		令和3年度事業達成度				事業の検証 (市政アンケートモニター調査結果(令和3年度実施)、刑法犯認知件数)	3次計画に向けて
		H27	R3	A	B	C	-		
防犯意識の高い人づくり	防犯意識を高める広報啓発	7	7	6	1	1	0	自身の防犯意識についてどう思うか？ ↓ ・低いと思う（どちらかといえば低いと思うを含む。） 26.2%	継続 防犯意識と防犯力の向上を推進
	防犯力を高める情報発信	2	2	2	0	0	0	安全で安心して暮らすためにどのような取組が強化されればよいと思うか？ ↓ ・通学路安全対策などの子どもの安全対策 35.2% ・悪質商法や特殊詐欺対策 18.6% ・個人の防犯意識を向上させるための広報啓発 6.9% ・防犯・犯罪情報の提供 6.2%	継続 子どもの安全教育
	防犯力を高める教育	6	6	6	0	0	0	防犯意識と防犯力を高めるための情報提供・広報・啓発等の取組が必要。	継続
重点 防犯力の高い地域づくり	地域防犯活動の支援	7	7	6	0	1	0	地域における防犯活動で、自身が知っている住んでいる地域で行われているものは？ ↓ ・通学路での児童の見守り活動 71.0% ・防犯パトロール活動 40.0% ・個人が日常生活の中で行う「ながら見守り活動」 15.9%	目標の達成状況 目標値： 刑法犯認知件数 令和4年の目標値 3,800件以下 (平成25年6,121件の 38%減)
	関係機関との連携強化	13	15	11	1	3	0	地域で行われている防犯活動に参加したことがあるか？ ↓ ・今は参加していない（予定なしを含む。） 74.5%	継続 地域防犯活動の強化を推進
	地域の安全を見守るパトロール活動の強化	10	10	9	1	0	0	市で推進している「ながら見守り活動」など、住んでいる地域で行われている地域防犯活動は認知されているが、参加している人は少ない。地域防犯活動への参加意欲を高め、実際に参加してもらえるよう、広報・啓発等の取組が必要。	継続
	暴力団排除活動の推進	7	7	6	0	0	1	静岡市暴力団排除条例を知っているか？ ↓ ・知らない 44.8% 条例施行から9年経過したが、条例がまだ浸透していない。	令和3年実績値 2,907件 (平成25年比52.5%減) 継続 暴力団排除活動の取組の周知
犯罪の起きにくい環境 (ハード)	犯罪防止に配慮した公共施設の整備	3	3	2	0	0	1	安全で安心して暮らすためにどのような取組が強化されればよいと思うか？ ↓ ・道路、公園、駐車場、マンション等の施設、建物からの騒がり・死角の解消 50.3% ・警察による巡回パトロール 38.6% ・防犯カメラの設置 36.6%	継続 犯罪の起きにくい環境づくりを推進
	市民が行う防犯設備の整備促進	9	9	9	0	0	0	公共の場所にて防犯カメラを設置することについて、どのように思うか？ ↓ ・積極的に設置すべき 88.3% ・設置すべきではない 2.1% 騒がりや死角のない安全・安心な都市空間整備や防犯カメラの設置の推進などが求められている。	継続
犯罪被害者等への支援体制づくり	犯罪被害者等への理解	3	3	3	0	0	0	犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等への支援の取組が進められていることを知っているか？ ↓ ・知っている 39.3% ・知らない 60.7% 法律施行から17年経過したが、広く浸透していない。	継続 犯罪被害者等への理解と一体として推進
	相談・支援体制の充実	7	8	8	0	0	0	犯罪被害者等への支援策として強化したほうが良いと思う取組は？ ↓ ・総合的な相談窓口による支援に関する情報提供 63.4% ・カウンセリング等の精神的な支え 63.4% ・弁護士等の法律相談 57.9% ・経済的な援助 51.0% 総合案内窓口による支援に関する情報提供、カウンセリング等の精神的な支えが必要。	継続

達成度の基準
A…年度予定の80%以上達成
B…年度予定の60%以上80%未満の達成
C…年度予定の60%未満の達成
…コロナで未実施や事業の年度の実施予定がなかった等で評価できなかったもの

これまでの取組により、市民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力が高まり、市民、事業者、行政、警察等が連携して各種防犯施策を行ったことにより、刑法犯認知件数は減少し、市政アンケートモニター調査の結果においても、9割以上の市民の皆さんが、普段、静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができると思っているなど、一定の成果があがっています。

しかしながら、市政アンケートモニター調査の結果から、「空き巣や忍び込み」「悪質商法や特殊詐欺」「地域にある暗がりや見通しの悪い場所」といった市民生活に身近な場所での犯罪、場所に対する不安が大きいことや、実際に地域防犯活動に参加している人は少ないこと、犯罪被害者等への支援の取組が進められていることについての認知度が低いことなどの現状がわかりました。

刑法犯認知件数は減っているものの、市民の身近なところで起こる犯罪はいまだに発生しており、そのような犯罪をいかに抑止するか、また、思いがけず犯罪の被害に遭ってしまった人が、その被害を回復し、元の平穏な生活を営むことができるよう、「犯罪等に強いまちづくり」の実現に向け、次のとおり課題を整理します。

課題1 身近な場所での犯罪の発生抑止

本市の犯罪の状況をみると、刑法犯認知件数のうち、窃盗犯が多くを占めており、そのうち自転車盗や万引きなどの身近な場所で起こる犯罪が多く発生しています。

自転車盗や万引きは、犯行が容易であり、初めて犯罪に手を染める時に犯しやすく、より悪質な犯罪にエスカレートするケースも多くあります。より重大な犯罪の発生を抑止し、市民の治安に対する不安を改善するため、身近な場所での犯罪の発生を防ぐ必要があります。

課題2 子ども・女性・高齢者等の見守り活動の推進

子どもに対する不審者からの声かけやつきまとい、女性への暴行やわいせつ行為、高齢者を狙った特殊詐欺など弱い立場の人を狙った犯罪は後を絶ちません。

犯罪の被害に遭いやすい子どもや女性、高齢者等が、犯罪の被害者とならないためには、防犯意識と知識を高め、防犯環境の整備や地域全体での見守り活動を推進していく必要があります。

課題3 地域防犯活動を担う人材の確保

本市では、「地区安全会議」（自治会等を中心に設立された地域自主防犯活動団体）が計47団体設立されているほか、地域安全推進員や自治会等で地域住民による多くの自主的な防犯活動が行われています。

また、令和元年度より新たに「ながら見守り」活動※を行う市民防犯ボランティア事業を開始し、地域防犯活動を担う人材の確保を進めてきました。

しかし、市政アンケートモニター調査の結果から、7割以上の方が地域防犯活動に参加していないという現状がわかりました。自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の様々な活動に参加することにより、地域の連帯感が高まり、そのことが地域全体の防犯力を高めることにもなります。地域での防犯活動に参加していない人に、防犯活動への参加意欲を高め、行動していただけるよう、広報・啓発活動や既存の団体への支援等の取組を推進していく必要があります。

※「ながら見守り」活動とは

ウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常生活を行う際、防犯の視点を持って地域の見守りを行うものです。

課題4 犯罪被害者等支援に対する理解の促進

犯罪被害者等は、犯罪により命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や医療費・弁護士費用等の経済的負担など様々な困難に直面します。

本市では、犯罪被害者等が被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営めるよう犯罪被害者等への支援の取組を進めていますが、市政アンケートモニター調査の結果から犯罪被害者等の支援についてあまり知られていないことが明らかになりました。

犯罪被害者等支援に対する市民の理解を深め、犯罪被害者等のニーズに応じた支援の強化や経済的な困難に対する支援に取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目的

安心して活動することができる安全な地域社会の実現

本計画は、条例の目的としている「**安心して活動することができる安全な地域社会の実現**」を計画の目的とします。（条例第1条）

2 基本理念

条例の第3条において、本市における犯罪等に強いまちづくりの基本理念を定めています。第3次基本計画では、第2次基本計画に引き続き、条例に掲げられている3つの事項を計画の基本理念とし、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとします。

＜基本理念＞

- （１）地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること
- （２）人と人との交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと
- （３）市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと

3 計画期間

本計画は、令和5年度から令和12年度までの **8年間** の計画とします。

ただし計画期間中であっても、計画前期終了年の令和8年度に見直しを行うほか、社会情勢の変化や施策の進捗状況に応じて、適宜、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めるものとします。

4 8年後の目指す姿

**誰もが防犯意識を高く持って行動し、
みんなで地域を守る**

すべての市民が安心して活動することができる安全な地域社会を実現するためには、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」という考えのもと、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市が連携・協働し、一体となって犯罪の防止に取り組んでいく必要があります。

日頃から、地域の防犯団体による子どもの見守り活動や地域の防犯パトロール活動などそれぞれの地域で各種防犯活動が展開され、こうした活動が犯罪の発生を抑止し、本市の刑法犯認知件数の減少に結びついています。本市でも、地域の自主的な防犯活動が継続して、活発に行われるよう、地域防犯団体の活動に必要な物品の購入や団体の設立に対する補助を実施し、地域防犯活動を支援してきました。

また、これまで地域防犯活動に参加していなかった人が、防犯意識を高め、地域防犯活動に気軽に参加できるよう、散歩や買い物など日常生活をしながら地域の見守りを行う、ながら見守り活動を行う防犯ボランティア事業「しずおか防犯パトロール」を立ち上げ、地域防犯活動の新たな担い手を確保してきました。

第3次基本計画では、これらの取組を更に推進し、誰もが防犯意識を高く持って、散歩しながら地域を見守る目を持つなど、できることから始めて実際に行動に移し、日頃からみんなで地域を守る姿を目指します。

※「防犯」とは・・・犯罪を未然に防ぐこと

【具体的な行動例】

○自分を守る

- ・外出時、在宅時の戸締り
- ・自転車の二重施錠（ツーロック）
- ・暗い夜道を避けて歩く
- ・散歩や買い物で外を歩いている時に、地域の安全に気を配る
- ・自宅の窓に防犯フィルムを貼る

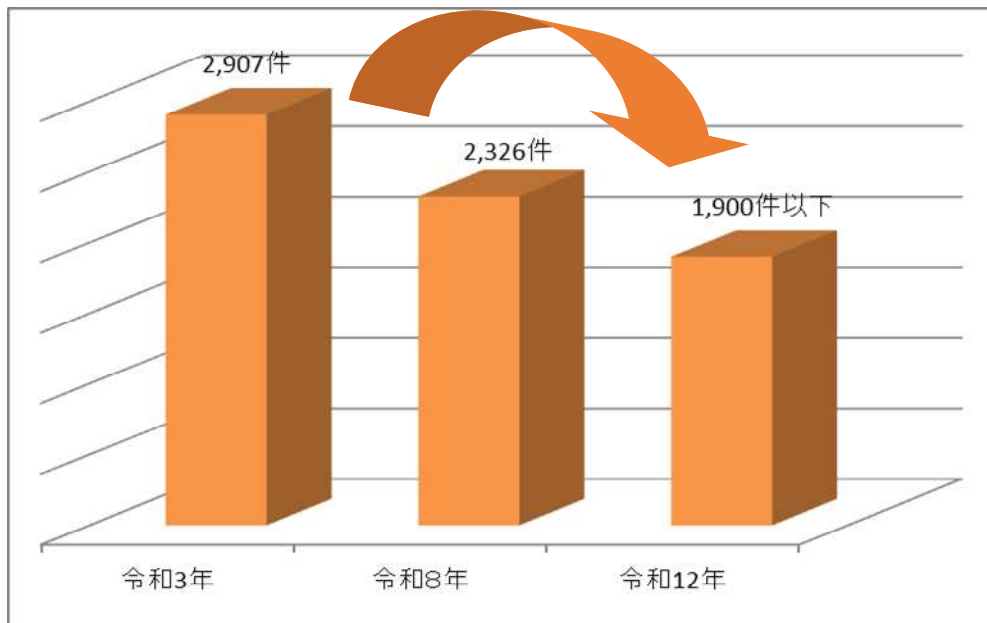
○みんなで守る

- ・旗振り当番などでの子どもの見守り
- ・地域の環境美化活動に参加（ごみや落書き等をなくすことは犯罪の抑止につながる）
- ・地域の犯罪発生情報や不審者等の情報の収集と近所での共有
- ・地域の防犯パトロールや青色防犯パトロールに参加

5 計画の目標

本計画の目標を達成するため、下記のとおり刑法犯認知件数を成果指標とし、この計画期間における数値目標を設定します。

刑法犯認知件数

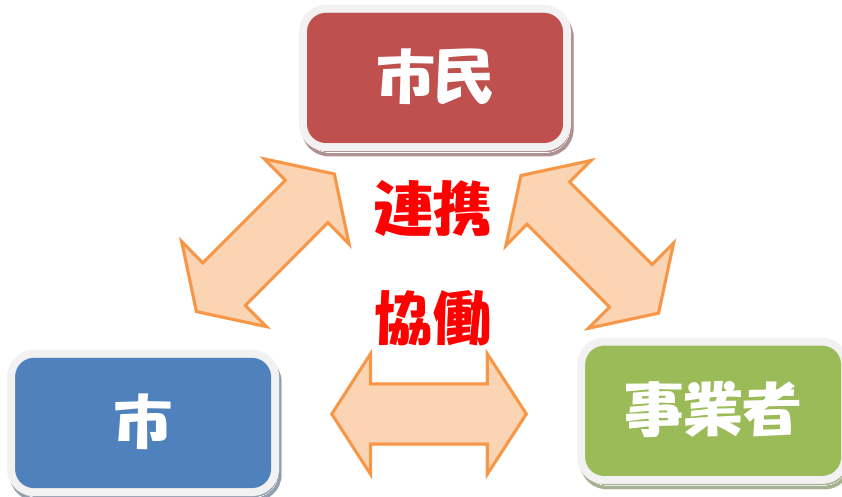


令和3年 (現状値)	令和8年 (中間値)	令和12年 (目標値)
2,907件	2,326件	1,900件以下

※令和3年比 36%減

6 それぞれの役割

安心して活動することができる安全な地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携・協働して取り組む必要があります。



(1)市の役割(第4条)

- ① 犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的に実施します。
- ② 犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関と相互に連携を図ります。

(2)市民の役割(第5条)

- ① 自らの規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めるよう努めます。
- ② 日常生活において犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めます。
- ③ 地域における活動に積極的に参加し、又は協力し、互いの交流を深めることにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めます。

(3)事業者の役割(第6条)

- ① 市内における事業活動において、犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めます。
- ② 地域社会の一員であることを認識し、地域における活動に積極的に参加し、又は協力することにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めます。

第4章 基本方針及び基本施策

1 基本方針

本計画では、次の4項目の基本方針を掲げ、犯罪等に強いまちづくりへの取組を推進していきます。

基本方針1 防犯意識の高い人づくり

市民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」という意識、防犯に対する関心を持ち、防犯に関する知識を習得し、自らが防犯対策を行うことで、身近な場所で起きる犯罪を防ぐことにつながります。

市民の防犯意識や規範意識を高め、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報・啓発活動を実施することで、犯罪被害の未然防止・減少に引き続き取り組みます。

【基本施策】

- 1 防犯意識を高める広報啓発
- 2 防犯力を高める教育

基本方針2 防犯力の高い地域づくり

安心して活動することができる安全な地域社会の実現には、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって防犯活動に取り組むことが必要です。

「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、地域住民が互いに力を合わせ一体となった自主的な防犯活動が継続的、効果的に行われるように支援するとともに、地域と連携・協働した取組をすることで、犯罪の抑止に引き続き取り組みます。

【基本施策】

- 1 地域防犯活動の支援
- 2 関係機関との連携・協働強化
- 3 地域の安全を見守るパトロール活動の強化
- 4 暴力団排除活動の推進
- 5 歓楽街等を対象とした環境改善

基本方針3 犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり

安心して活動することができる安全な地域社会の実現には、個人や地域による防犯活動とともに、犯罪が発生しにくい環境を整備することが重要です。犯罪防止に配慮したハード面での環境を整備し、市民の身近な生活環境における防犯性を高めることで、犯罪を寄せ付けない、犯罪の起こりにくいまちづくりに引き続き取り組みます。

【基本施策】

- 1 犯罪防止に配慮した公共施設の整備
- 2 市民が行う防犯設備の整備促進

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

思いがけず犯罪の被害に遭われた被害者やその家族又は遺族は、犯罪による精神的・身体的・財産的な直接の被害のみならず、再び被害に遭うのではないかとといった恐怖・不安からの精神的・身体的な被害や経済的な困難など、様々な問題に直面します。

犯罪被害者等が、被害を回復・軽減し、再びその地域において平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等のニーズに応じた、精神的・身体的被害や経済的な困難等に対し、支援の強化に取り組みます。

【基本施策】

- 1 犯罪被害者等への理解
- 2 相談・支援体制の強化

2 具体的な取組

※所管課名については、令和4年度の課名で表記しています。

基本方針1 防犯意識の高い人づくり

(1) 防犯意識を高める広報啓発

市民一人ひとりの防犯意識を高め、「犯罪等に強いまちづくり」への理解を深めるとともに、犯罪を未然に防止するため、防犯や市内の犯罪発生状況の情報などを様々な媒体や機会を通じて発信し、広報啓発に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
競輪場内における防犯啓発活動	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を映し、啓発活動を実施します。	財政局 財政部 公営競技事務所
市民の防犯意識高揚のための啓発活動	市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会等と連携して各種啓発活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会	暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防犯・犯罪被害者等支援に関する市民の意識高揚をはかり、暴力や交通事故、犯罪のない明るいまちづくりを推進していくため、各団体と連携して静岡市暴力追放・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会を開催します。	市民局 生活安心安全課
同報無線や防災メール等を利用した広報啓発活動	特殊詐欺など特定の犯罪が多発した場合に、市民の防犯意識を高めるため、同報無線や防災メール等を利用した広報を実施するとともに、庁内各課や警察と連携して啓発活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
街頭広報活動	消費者被害を未然に防止するため、街頭や公共広告での啓発・広報活動を実施します。	市民局 生活安心安全課

見守り者への注意喚起情報の配信	市内3警察署から提供された注意喚起情報のほか、消費者被害の防止のための注意喚起情報を、地域包括支援センター等の見守り者に対して配信します。	市民局 生活安心安全課
青少年の健全育成のための広報啓発活動	青少年の健全育成を推進するとともに、地域社会全体で青少年を温かく見守り、支え育てる環境をつくるため広報啓発活動を実施します。 啓発リーフレットの作成・配布、7月・11月の強調月間中における街頭キャンペーンや街頭広報、機関紙「みらい」の発行、青少年問題に関する啓発用DVD等の貸出、非行防止及び携帯電話安全・安心利用についての新中学1年生保護者への啓発を実施します。	子ども未来局 青少年育成課
自転車等盗難事件防止のための自転車施錠及び放置自転車削減呼び掛け運動	清水区内の市営駐輪場の利用者、主に高校生に対し、自転車盗難防止のための、施錠や放置自転車の禁止を、市職員、警察官、教員が連携し呼び掛けを実施します。	都市局 都市計画部 都市計画事務所
下水道工事現場における防犯活動	犯罪の発生を防ぐため、下水道請負業者に「ここにもあります防犯の目」とかかれた防犯活動を示すのぼり旗を工事現場に掲げるよう呼びかけます。	上下水道局 下水道部 下水道建設課 下水道事務所

(2)防犯力を高める教育

防犯に関する学習機会を提供し、犯罪に巻き込まれないための防犯知識の教育や、「加害者にならない」といった規範意識を育み、迷惑行為や非行の防止のための安全教育に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
防犯に関する講座の開催	生涯学習施設で防犯に関する講座を実施します。	市民局 生涯学習推進課
防犯教室、講演会の開催	市民が規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるため地域で行われる防犯教室、講演会を支援します。	市民局 生活安心安全課

子どもの体験型防犯講座の実施	小学生を対象とし、子ども自身が「犯罪に遭わないための知識」や「万が一犯罪に遭遇したときに自分の身を守る方法」を身につける体験型防犯講座を実施します。	市民局 生活安心安全課
くらしの出張教室 (市政出前講座)	自治会・町内会などを対象に、悪質商法などの消費者トラブルに関する情報を提供することにより、消費者被害の防止や拡大防止を図ります。	市民局 生活安心安全課
若者の消費者トラブル対策講座	小中学生、高校生、大学生などを対象に、若者の消費者トラブルの未然防止や拡大防止を図るとともに、消費者としての自立を支援します。	市民局 生活安心安全課
学校安全担当者講習会	各校の安全担当に学校安全に関する講習会を開催します。	教育局 児童生徒支援課



基本方針2 防犯力の高い地域づくり

(1) 地域防犯活動の支援

地域での自主的な防犯活動が活性化され、継続的に実施されるよう、地域防犯活動への支援に取り組みます。また、地域防犯活動への参加を促し、地域防犯活動に携わる人材の育成を推進します。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
地域防犯活動事業費補助金	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ及び活動に要する経費に対し補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
防犯協会補助金	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う防犯協会に対し補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
静岡市保護司会連絡協議会補助金	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し補助金を交付します。	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課

(2) 関係機関との連携・協働強化

地域防犯活動団体を含む関係機関との連携体制を整備し、情報の共有や合同事業の実施、災害時を見据えた防犯対策に係る情報提供など関係機関と一体となった防犯活動に取り組みます。また、関係機関、地域住民と連携・協働し、子どもや女性、高齢者等が犯罪被害に遭わないよう支える取組を推進します。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
競輪場内における犯罪の防止	静岡競輪場内において自衛警備隊を組織し、場内パトロール及び防犯カメラによる監視を行います。 事犯に対しては、自衛警備隊による聞き取り調査を行い、案件によっては警察に引き継ぎます。	財政局 財政部 公営競技事務所

静岡市外国人住民施策連絡会議	多文化共生推進施策を進めるため、関係機関との情報交換を行い、外国人・日本人がともに安心して生活できるよう、市内在住の外国人住民に関する状況を広く把握する会議を開催します。	観光交流文化局 国際交流課
防犯活動団体との連携・協働	防犯活動を行うNPOやその他の防犯活動団体と連携、協働し、防犯まちづくりに取り組みます。また、それらの活動に対し、情報提供などの支援を行います。	市民局 生活安心安全課
静岡市・静岡市警察部連絡会議	警察本部、市内各警察署、市による情報交換及び意見交換を行う静岡市・静岡市警察部連絡会議を開催し、連携して防犯施策に取り組みます。	市民局 生活安心安全課
認知症高齢者見守り事業	徘徊する恐れのある認知症高齢者をメール配信システムに事前登録を行い、その際、検索時の目印になるよう見守りシール（反射材）を配付し、行方不明時には協力者にメール配信を行います。	保健福祉長寿局 地域包括ケア推進本部
成年後見制度利用促進事業	契約行為等を自分の意思で行うことが困難な認知症等の高齢者及び知的障がい者等に対して、成年後見制度の利用の促進を図ることで、本人の権利を守るとともに犯罪被害防止につなげます。	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 ほか
障害者相談支援事業	障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を実施することで、障がいのある人の権利を守るとともに犯罪の被害防止につなげます。	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課 ほか
発達障害者支援センター運営事業	発達障がいのある人に対する支援を総合的に行う専門相談機関を社会福祉法人への委託により実施します。	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課
青少年を取り巻く社会環境の実態調査及び立入調査	青少年を取り巻く社会環境の実態を調査し、有害環境の把握と改善に取り組みます。	子ども未来局 青少年育成課
青少年健全育成活動の支援	市内各地域の青少年健全育成団体に対し、事業費等を補助し、地域ぐるみの健全育成活動を支援します。	子ども未来局 青少年育成課

要保護児童対策地域協議会開催	児童虐待の恐れがある家庭等への適正な支援や措置のため、関係機関が集まり支援策の検討や情報交換を行います。	子ども未来局 子ども家庭課
放置自転車等に対する市・警察の共通マニュアル作成事業	清水区内で発見された放置自転車等の撤去・盗難届確認等の手続きを迅速化するため、都市計画事務所と清水警察署が連携し、共通マニュアルを作成します。	都市局 都市計画部 都市計画事務所
放火されない環境づくり	「静岡市消防局放火されない環境づくり推進要領」に基づき、放火火災による生命、身体及び財産の被害の軽減を図ることに取り組みます。	消防局 消防部 予防課

(3)地域の安全を見守るパトロール活動の強化

街頭犯罪を抑止するためパトロール活動を実施するとともに、子ども、女性、高齢者等を犯罪から守り、子どもの健全育成や高齢者の孤立防止につながる活動に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
青色防犯パトロール	犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールに取り組みます。	市民局 生活安心安全課
「ながら見守り」活動の実施	市民が気軽に防犯活動に取り組めるよう、市が「しずおか防犯パトロール」を立ち上げ、参加者が日常活動の中で見守り防犯活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
スカイパトロール	市職員が消防局所有の消防ヘリコプターに搭乗し、上空から監視パトロールを実施します。	環境局 廃棄物対策課
廃棄物監視機動班	廃棄物監視機動班により、監視パトロールを実施します。	環境局 廃棄物対策課
山間地等廃棄物不法投棄監視員	山間地等廃棄物不法投棄監視員による、山間地等の廃棄物不法投棄監視パトロールを実施します。	環境局 廃棄物対策課

青少年を対象とした 補導活動	青少年の非行や犯罪被害を未然に防ぐため、静岡市青少年育成センターを中心に地域、学校、警察等と連携し、街頭補導を実施します。	子ども未来局 青少年育成課
委託検針員による高齢者等の見守り支援事業	高齢者に異変が認められる場合、委託検針員が関係機関へ連絡通報します。	上下水道局 水道部 お客様サービス課
委託検針員・委託未納料金収納業務従事者による防犯活動への支援協力	委託検針員・委託未納料金収納業務従事者が不審者情報の連絡通報・事故等の連絡通報・危険個所の連絡通報・通学路など地域の防犯活動に協力します。	上下水道局 水道部 お客様サービス課
地域学校協働活動推進事業	学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図ります。 学校ごと必要に応じて、登下校の見守り等の防犯活動を実施しています。	教育局 教育総務課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子ども達を取り巻く課題を解決するための活動の一つとして、学校や通学路における子ども達の安全確保のため、地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組みます。	教育局 児童生徒支援課
定例巡視・特別巡視	静岡市高等学校校外教育連盟が主催するもので、連盟に加入している市内高等学校の教員が当番制で放課後や長期休暇時を中心に生徒の巡視・見守りを実施します。	静岡市立高等学校 清水桜が丘高等学校

(4)暴力団排除活動の推進

暴力団が市民生活及び市内の事業活動において不当な影響を与える存在であることから、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現することを目的に、平成25年4月に「静岡市暴力団排除条例」を施行しました。

この条例の基本理念である「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」の3つを基本とした広報・啓発活動の推進や、市の事務事業からの暴力団排除の推進に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
市の事務事業における暴力団排除の推進	市の事務事業が暴力団の利益とならないよう、入札や契約事務から暴力団を排除します。	各所管課
公の施設からの暴力団排除の実施	市の施設を暴力団に管理させないとともに、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる利用から暴力団を排除します。	施設所管課
暴力追放に関する広報啓発活動	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、暴力追放のための広報啓発活動、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の防止及び銃器犯罪等根絶に関する広報啓発活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
暴力追放に関する研修会の開催	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、民事介入暴力対策、企業対象暴力対策の研修会を開催します。	市民局 生活安心安全課
地域暴力排除活動の推進	静岡市暴力追放推進協議会、市民、事業者と連携し、地域における暴力排除活動を推進します。	市民局 生活安心安全課
暴力追放推進協議会補助金	犯罪のない明るく住みよい市民生活を確立するため、暴力追放運動を積極的に推進することを目的とし、暴力追放活動を行う静岡市暴力追放推進協議会に対し補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
静岡県公共料金等暴力対策協議会負担金	静岡県公共料金等暴力対策協議会と連携し、公共益事業者への暴力的要求行為を予防排除し、事業者の円滑な業務を確保します。	上下水道局 水道部 水道総務課

(5) 歓楽街等を対象とした環境改善

「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、広報啓発活動や巡回指導により客引き行為等の迷惑行為防止の取組を推進し、犯罪を誘引するきっかけの減少に努めます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
客引き行為等対策事業	「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、条例の広報啓発活動や指導員による客引き行為等の巡回指導を実施します。	市民局 生活安心安全課



基本方針3 犯罪の起きにくい環境(ハード)づくり

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備

道路や公園などにおいて、暗がりの解消や見通しの確保など犯罪防止に配慮した公共空間の整備に取り組みます。また、公共施設においては防犯に配慮した施設の整備を推進します。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
市営自転車等駐輪場の整備	市営自転車等駐輪場を整備する際、見通しを確保するため、防犯カメラを整備するなど、犯罪防止への配慮に努めます。	都市局 都市計画部 交通政策課 都市計画事務所
公園の整備	公園を整備する際、地域住民の意見を取りながら、防犯の観点からも見通しの確保についての検討を加えるよう努めます。	都市局 都市計画部 公園整備課
道路照明灯のLED化	道路を整備、維持管理する際、道路利用者の安全な通行を確保するとともに、防犯対策にも効果がある照明灯の整備、更新としてLED化を推進します。	建設局 道路部 道路保全課

(2) 市民が行う防犯設備の整備促進

市民自らが行う防犯設備の整備を促進するため、防犯性能の高い防犯設備などの情報を提供します。また、地域で行う防犯対策が効果的に行われるよう、地域に応じた防犯設備の整備の支援に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
防犯灯設置事業費補助金	自治会・町内会が防犯灯を設置する際の費用を補助します。	市民局 市民自治推進課 各区役所 地域総務課

防犯灯維持費補助金	自治会・町内会等が防犯灯を設置した際の維持費（電気代）を補助します。	市民局 市民自治推進課 各区役所 地域総務課
開発行為手続きにおける防犯指導	開発行為手続きの中で、工事資機材の盗難防止を呼び掛けます。	市民局 生活安心安全課
大規模店舗立地法手続きにおける防犯指導	大規模店舗立地法手続きの中で、万引きなどの店舗内での犯罪発生防止のための措置を取るよう指導します。 駐輪場を設置する場合には、施錠の励行等の看板を設置するよう指導します。	市民局 生活安心安全課
防犯カメラ運用ガイドラインの策定及び普及	プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関する静岡市独自のガイドラインを作成し、防犯カメラの普及を図ります。	市民局 生活安心安全課
通話録音装置の普及促進	65歳以上の高齢者がいる世帯に、通話録音装置等の普及を図るための無料貸出や広報を行い、電話勧誘販売による消費者トラブルなどの未然防止を図ります。	市民局 生活安心安全課
街頭防犯カメラ設置事業補助金	地域の自主的な防犯活動を促進し、及び犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、設置に係る経費を補助します。	市民局 生活安心安全課
商店街環境整備事業	商店街が防犯カメラを整備する事業に対し、補助金を交付します。	経済局 商工部 商業労政課
子どもひなん所	地域全体で子どもを犯罪から守るため、協力していただける地域等に「子どもひなん所」というステッカーを学校を通して配布します。	教育局 児童生徒支援課

【成果指標】「自身の防犯意識について高いと思う市民の割合」

令和3年 (現状値)	令和8年 (中間値)	令和12年 (目標値)
73.7%	76.8%	80%

【成果指標】「地域防犯活動に参加している市民の割合」

令和3年 (現状値)	令和8年 (中間値)	令和12年 (目標値)
22.8%	26.4%	30%

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

(1) 犯罪被害者等への理解

犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活を確保するための配慮の重要性について、理解を深めるため意識啓発に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
犯罪被害者等に関する広報啓発活動	犯罪被害者等の相談窓口一覧や必要な手続などについて掲載したパンフレット等を配布し、犯罪被害者等支援の必要性を啓発していきます。	市民局 生活安心安全課
犯罪被害者等に関する研修会、講習会の実施	市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての研修会、市民を対象とした犯罪被害者等について理解を深めるための講習会を開催します。	市民局 生活安心安全課

犯罪被害者等に関する講演会の開催	犯罪被害者等支援の必要性を学ぶため、犯罪被害者の遺族などを講師に招き、講演会を実施します。	市民局 生活安心安全課
------------------	---	----------------

(2) 相談・支援体制の強化

警察や関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等の被害を回復・軽減するため、相談窓口の機能を充実させるとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた、精神的・身体的被害や経済的な困難等に対し、支援の強化に取り組みます。

<関連事業>

事業名	事業内容	所管課
女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館及び清水区に開設します。	市民局 男女共同参画・ 人権政策課
にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じます。	市民局 男女共同参画・ 人権政策課
女性のための総合相談（女性会館）	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など女性の悩みに関する相談に、女性相談員が応じます。	市民局 男女共同参画・ 人権政策課
男性電話相談「メンズほっとライン静岡」	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など男性の悩みに関する相談に、男性相談員が応じます。	市民局 男女共同参画・ 人権政策課
にじいろ電話相談（女性会館）	性的少数者当事者や家族、先生等のセクシュアリティや性別違和などに関する相談に、専門の研修を受けた相談員が応じます。	市民局 男女共同参画・ 人権政策課
犯罪被害者等支援総合案内窓口	犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者を受け入れ、必要に応じて、各種相談窓口へ案内します。	市民局 生活安心安全課
犯罪被害者等支援庁内連絡会議	犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等の立場に立った支援方策を協議するための連絡会議を開催し、連携した犯罪被害者等支援施策を推進します。	市民局 生活安心安全課

住民基本台帳事務における支援措置	DV 及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。 支援期間については、1 年間。（1 年ごとの更新）	市民局 戸籍管理課 各区役所 戸籍住民課
犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用	犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づき同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	都市局 建築部 住宅政策課
配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅の目的外使用	配偶者からの暴力被害に対する市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づき同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	都市局 建築部 住宅政策課
犯罪被害者等見舞金等支給制度	<u>犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病被害等にあわれた方に見舞金や支援金を支給することで、直近の経済的負担の軽減を図ります。</u>	市民局 <u>生活安全安心課</u>

※下線部分が令和6年9月に改訂した箇所となります。

【成果指標】「犯罪被害者等の支援のための相談窓口について、知っている市民の割合」

令和3年 (現状値)	令和8年 (中間値)	令和12年 (目標値)
55.9%	62.9%	70%



第5章 計画の推進

1 全市的な推進体制

市民が安心して活動することができる安全な地域社会の実現のため、市、地域、事業者や警察などの関係機関等との連携を図ることにより、犯罪に強いまちづくりを総合的に推進します。

2 本市の推進体制

(1) 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会

学識経験者、防犯活動団体及び犯罪被害者等支援団体の関係者及び公募（市民）委員で構成される「静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会」において、計画に基づく施策の進捗状況を検証・評価するとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する重要な事項等を審議します。

(2) 静岡市犯罪等に強いまちづくり関連行政推進委員会

犯罪等に強いまちづくりに関する施策に関係する庁内関係課で構成される「静岡市犯罪等に強いまちづくり関連行政推進委員会」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となった施策を推進します。

3 計画の進行管理

計画推進のための取組状況については、年度ごととりまとめ、市民に公表します。

また、施策や事業の実施状況について点検と評価を行い、実施状況を検証し、以降の事業にフィードバックします。



静岡市犯罪等に強いまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪等に強いまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、安心して活動することができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において活動する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、誰もが犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えるおそれがあることを認識し、次に掲げる事項を基本として、それぞれの役割を果たしながら、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとする。

- (1) 地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること。
- (2) 人と人との交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと。
- (3) 市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと。

2 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、次に掲げる取組が相互に関連し補完し合う関係にあるという認識の下、これらを総合的に推進するものとする。

- (1) 市民が犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組
- (2) 犯罪被害者等に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組

3 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、互いの自主性及び自立性を尊重しながら協働して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らの規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、その日常生活において犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域における活動に積極的に参加し、又は協力し、互いの交流を深めることにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、市内における事業活動において、犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域における活動に積極的に参加し、又は協力することにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市長は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合を図りながら、犯罪等に強いまちづくりに関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を聴取し、これを反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第14条に規定する静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（啓発活動）

第8条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関し、市民及び事業者の意識を高め、理解を深め、及び活動を促進させるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（犯罪等の発生を防ぐための取組に対する支援）

第9条 市は、第3条第2項第1号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪等の発生の防止に配慮した施設等)

第10条 市は、公共施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生を防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、建築物その他の施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生の防止に配慮するものとする。

3 市は、犯罪等の発生の防止に配慮した建築物その他の施設等の設置及び管理の普及に努め、市民及び事業者に対し助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する配慮)

第11条 市は、市の施策の実施に当たっては、犯罪被害者等の権利を尊重し、その心情等に配慮して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、犯罪被害者等の権利を尊重し、その名誉及び生活の平穏を害することのないよう配慮するものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等がその被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、情報の提供、相談、紹介、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援の実施に当たっては、関係機関、犯罪被害者等に対する支援を行う団体等と相互に連携を図るものとする。

(犯罪被害者等支援の取組に対する支援)

第13条 市は、第3条第2項第2号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会)

第14条 犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めのあるもののほか、市長の諮問に応じて犯罪等に強いまちづくりに関する重要な事項を審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 第3条第2項第1号に掲げる取組に携わる者

(3) 第3条第2項第2号に掲げる取組に携わる者

(4) 市民

- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員を選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

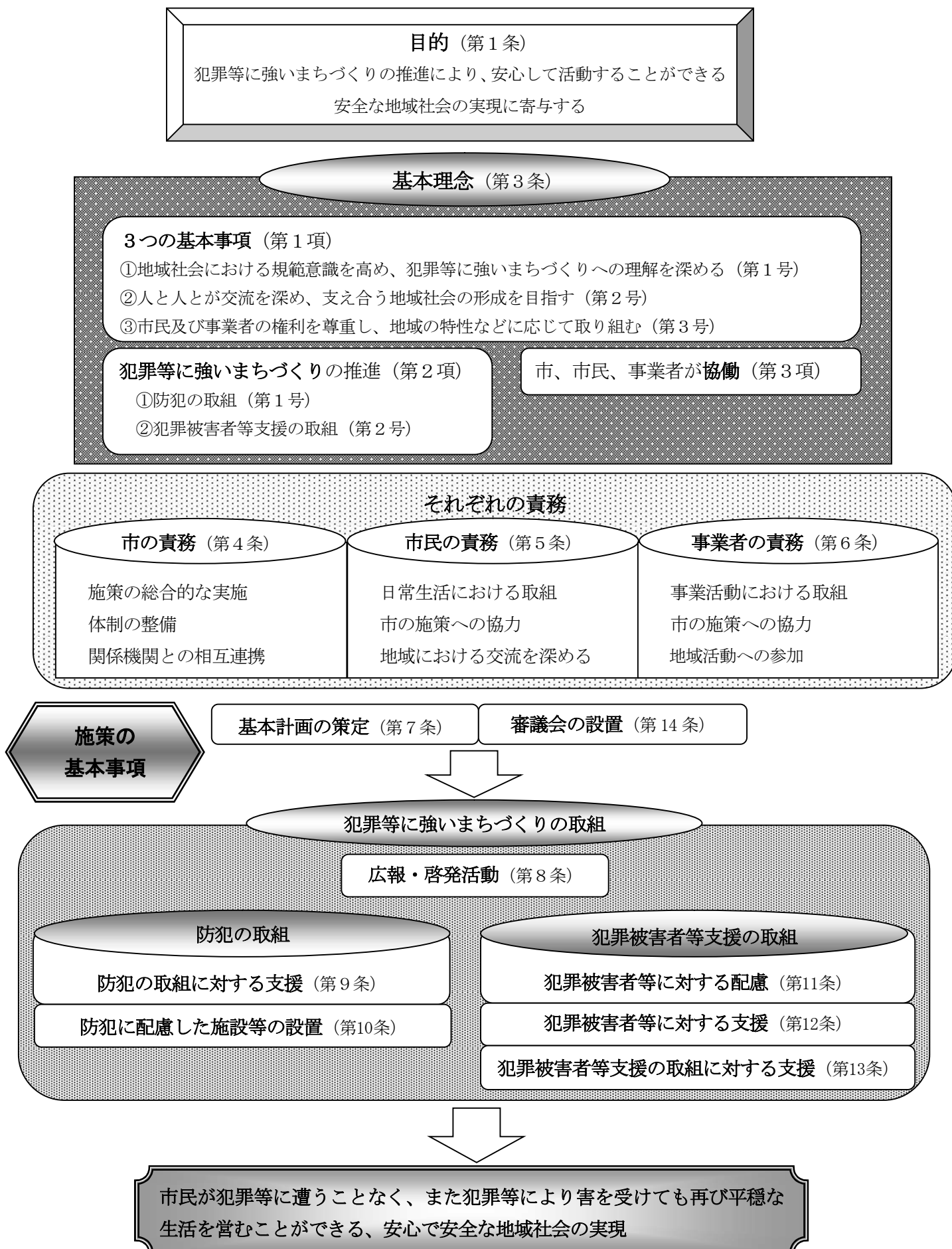
附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例 概要図



静岡市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、静岡市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策その他暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で安心できる市民生活を確保し、及び静岡市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号の暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）並びに静岡県、静岡県警察、他の市町その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、静岡県又は静岡県警察に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（その準備のための行為を含む。）に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は静岡県警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業に関し暴力団の排除のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものについて、市が実施する入札に参加させないものとする。

3 市は、売買、賃借、請負その他の契約において、次に掲げる内容を定めるものとする。

（1）当該契約の相手方（下請その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。次号において同じ。）から暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものを排除すること。

（2）当該契約の相手方が、当該契約に係る事業の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うこと。

（公の施設の管理等における暴力団の排除）

第7条 市は、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するものに市が設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の許可について定める他の条例の規定によるもののほか、当該公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該他の条例の規定に基づく利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。

（警察署長等への意見聴取）

第8条 静岡県個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）第2条第1項の実施機関は、前2条の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該措置の対象とすべきものであるかどうかについて、所轄の警察署長その他の関係機関の意見を聴くことができる。

（市民等に対する支援）

第9条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、静岡県警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、静岡県警察その他の関係機関と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性及び暴力団の排除に係る市の施策について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育等のための措置）

第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち中学校及び高等学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を

認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前項に規定する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用する行為の禁止)

第13条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員等を利用すること、自らが暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等暴力団の威力を利用する行為をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者等と協働して、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 市内において事業を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、静岡県警察その他の関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等を助長することのないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の抑制に取り組み、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境を確保するよう努める

とともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(協働)

第5条 市民等、事業者等及び市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し、相互に連携し、協働して取り組まなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定)

第6条 市長は、市民等が公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境を確保するため、特に客引き行為等を禁止する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の市民等及び事業者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更及び解除)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、及び解除する場合について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、禁止区域に接する土地又は建物において事業を行う事業者等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で行う客引き行為等その他の市民等の安全かつ快適な通行又は利用に資する生活環境の確保に支障がないと認められるものとして規則で定める客引き行為等については、この限りでない。

(禁止区域における客引き行為を用いた事業の禁止)

第9条 事業者等は、前条の規定に違反する客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として自らの店舗に立ち入らせてはならない。

(事業者等による従業者等への指導)

第10条 事業者等は、公共の場所で従業者その他のものに自らの事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、禁止区域における客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(勧告)

第 11 条 市長は、第 8 条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第 12 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(立入調査等)

第 13 条 市長は、前 2 条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係する場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による命令を受けた違反者が当該命令に従わないとき、又は前条第 1 項に規定する者が同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 3 章第 3 節の規定の例により、当該公表の対象となる者に対し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による公表をしたときは、当該公表の対象となる者の事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知し、是正への協力を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第 16 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、静岡県警察その他の関係機関の長に対し、提供することができる。

(関係機関への協力要請)

第 17 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、静岡県警察その他の関係機関の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 12 条の規定による命令に違反した者

(2) 正当な理由なしに、第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 19 条までの規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画

令和5年3月

(令和6年9月 一部改訂)

発行

静岡市 市民局 生活安心安全課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1058／FAX 054-221-1291